

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年12月15日
【事業年度】	第33期（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）
【会社名】	株式会社ネクシィーズグループ
【英訳名】	Nexyz. Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近藤 太香巳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番4号
【電話番号】	03 - 5459 - 7444
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 松井 康弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番4号
【電話番号】	03 - 5459 - 7444
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 松井 康弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月
売上高 (百万円)	16,873	18,412	15,728	18,763	19,214
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,941	2,168	1,782	353	377
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (百万円)	1,913	1,516	2,136	1,153	185
包括利益 (百万円)	1,760	1,889	1,904	1,048	281
純資産額 (百万円)	8,570	8,185	5,524	3,978	2,867
総資産額 (百万円)	14,422	14,875	16,064	14,606	13,615
1株当たり純資産額 (円)	556.37	470.81	266.65	138.99	91.82
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	151.45	117.86	165.29	89.03	14.30
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	144.90	113.23	-	-	14.25
自己資本比率 (%)	48.8	40.8	21.5	12.3	8.8
自己資本利益率 (%)	30.6	23.1	44.9	43.9	12.4
株価収益率 (倍)	13.71	16.23	-	-	45.59
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,592	896	3,491	1,558	365
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,164	1,218	404	230	140
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,339	1,159	2,987	1,743	92
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	6,221	4,738	3,841	3,427	2,831
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	727 (198)	843 (209)	825 (168)	895 (204)	913 (158)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第31期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 第31期及び第32期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	平成30年 9月	令和元年 9月	令和2年 9月	令和3年 9月	令和4年 9月
売上高 (百万円)	9,227	10,879	10,206	10,048	9,978
経常利益又は経常損失 () (百万円)	403	430	2,485	849	324
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	668	248	1,673	1,083	119
資本金 (百万円)	1,189	1,189	1,189	1,198	1,210
発行済株式総数 (株)	13,413,640	13,413,640	13,413,640	13,439,140	13,471,240
純資産額 (百万円)	5,130	3,645	4,973	3,392	3,033
総資産額 (百万円)	9,306	9,153	13,352	11,213	12,132
1株当たり純資産額 (円)	404.46	282.32	383.63	261.04	233.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	30 (15)	40 (20)	45 (25)	40 (20)	20 (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	52.90	19.29	129.45	83.61	9.20
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	50.62	18.59	126.64	-	-
自己資本比率 (%)	55.0	39.8	37.2	30.2	25.0
自己資本利益率 (%)	13.6	5.7	38.9	25.9	3.7
株価収益率 (倍)	39.26	99.17	8.30	-	-
配当性向 (%)	56.7	207.4	34.8	47.8	217.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	34 (3)	38 (86)	37 (21)	40 (76)	36 (2)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(配当 込み)) (%)	99.8 (110.8)	93.9 (99.3)	56.3 (104.2)	51.4 (132.9)	39.2 (123.4)
最高株価 (円)	2,332	2,866	2,457	1,182	958
最低株価 (円)	1,480	1,464	766	823	470

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 第31期の1株当たり配当額45円には、設立30周年記念配当を含んでおります。
3. 第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
4. 第32期及び第33期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月3日以前は東京証券取引所第一部におけるものであり、令和4年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2【沿革】

平成2年2月	ホームテレホン販売を目的として株式会社日本テレックスを大阪府吹田市に設立
平成2年2月	「電話加入権の初期負担なしに、月々2,000円で電話が引ける」という「テルミーシステム」を考案
平成3年7月	携帯電話にもテルミーシステムを活用、携帯電話販売に進出
平成6年5月	東京都渋谷区に本社を移転
平成7年12月	タイアップキャンペーンによるプレゼント企画を開始
平成12年1月	商号を「ネクステル」に変更
平成12年2月	フェラーリ・イデア社（スイス連邦）とライセンス契約を締結
平成12年5月	株式会社ワウワウ・マーケティングと特約店業務委託契約を締結、株式会社ワウワウが提供する衛星放送サービス「WOWOW」の取次ぎを開始
平成12年11月	名門F-1レーシングチームフェラーリ社オフィシャル携帯電話を企画
平成12年11月	当社メールマガジン会員運営のため、イデアキューブ株式会社を設立
平成12年12月	商号を「株式会社ネクシィーズ」（現株式会社ネクシィーズグループ）に変更
平成13年4月	株式会社エーユー（現KDDI株式会社）と代理店業務委託基本契約を締結
平成14年3月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に株式を上場
平成14年5月	株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズとデジタル衛星放送「スカイパーフェクトV!」の加入取次ぎにおいて一次代理店契約を締結
平成16年7月	日本テレコム株式会社（現ソフトバンクテレコム株式会社）と代理店契約を締結
平成16年10月	本社を東京都渋谷区桜丘町「ネクシィーズスクエアビル」に移転
平成16年11月	東京証券取引所市場第一部に上場
平成16年12月	大阪証券取引所市場第一部に上場
平成17年8月	個人向けインターネットサービスプロバイダ「Nexyz.BB」によるISP市場への参入のため、株式会社エス・ピー・ネクシィーズを株式会社Nexyz.BB（現株式会社ネクシィーズ）に商号変更
平成18年4月	会社分割によりテレマーケティング事業に関する営業を新設会社ネクシィーズ・コミュニケーションズに承継させ、持株会社体制に移行
平成19年2月	エンタテインメントコンテンツの企画・運営を行うため、株式会社ブランジスタを設立
平成19年11月	株式会社ブランジスタにおいて旅行ウェブマガジン「旅色」創刊
平成20年11月	株式会社ブランジスタと楽天トラベル株式会社が業務提携
平成23年4月	ウェブマガジン業務の強化を図るため、イデアキューブ株式会社が株式会社ブランジスタを吸収合併し、商号を株式会社ブランジスタに変更
平成24年4月	ブロードバンド事業の強化を図るため、株式会社Nexyz.BB（現株式会社ネクシィーズ）が株式会社ネクシィーズ・コミュニケーションズを吸収合併
平成24年11月	株式会社Nexyz.BB（現株式会社ネクシィーズ）においてLED照明の販売業務を開始
平成27年9月	当社連結子会社の株式会社ブランジスタが東京証券取引所マザーズに上場（証券コード 6176）
平成28年4月	商号を「株式会社ネクシィーズグループ」に変更
平成28年4月	LED照明を含む省エネルギー商品の販売・設備導入サービス業務の強化を図るため、株式会社Nexyz.BBが株式会社ネクシィーズ・マーケティングを吸収合併し、商号を株式会社ネクシィーズに変更
平成28年5月	LED照明等の設備導入サービスの提供を行うため株式会社ネクシィーズ・ゼロを設立
平成29年10月	株式会社ネクシィーズ・ゼロにおいて電力小売事業「ネクシィーズ電力」の提供開始
平成29年10月	台湾でEC支援を展開するため、海外現地法人 博設技股份有限公司（Brangista Taiwan, Inc）を設立
平成30年11月	定額制セルフエステスタジオ「BODY ARCHI（ボディアーキ）」の取扱開始
令和元年12月	監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
令和2年4月	当社連結子会社の株式会社ブランジスタが株式会社ブランジスタメディアを設立し、株式会社ブランジスタが株式会社ブランジスタメディア及び株式会社ブランジスタソリューション等を傘下とする持株会社体制へ移行
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場に移行 当社連結子会社の株式会社ブランジスタが東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
令和4年10月	当社連結子会社の株式会社ブランジスタが「ACCEL JAPAN（アクセルジャパン）」を提供する株式会社ブランジスタエールを設立

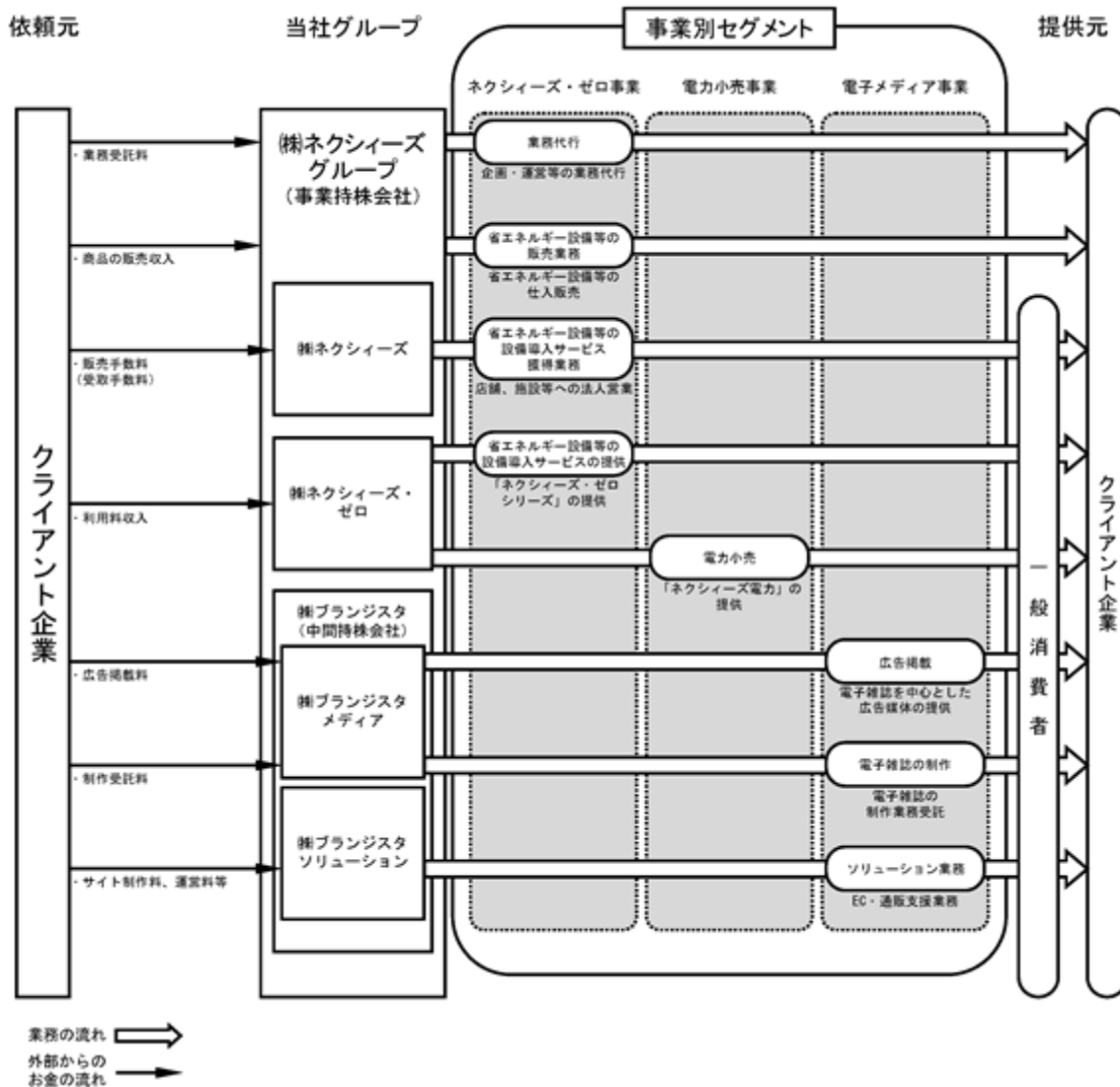
3【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の概要

当社は事業持株会社であり、当連結会計年度末における当社の企業集団は、当社、当社子会社16社（うち、非連結子会社3社）、並びに関連会社5社（うち、持分法非適用関連会社4社）によって構成されております。（以下「当社グループ」といいます。）

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの系統図は次のとおりであります。



(注) 上記の他に、株式会社ネクシイズ北日本、株式会社ネクシイズ東日本、株式会社ネクシイズ中部、株式会社ネクシイズ関西、株式会社ネクシイズ中四国、株式会社ネクシイズ九州沖縄、博設技股份有限公司 (Brangista Taiwan Inc.) 及び株式会社CrowdLabがあります。

また、株式会社ブランジスタエールを令和4年10月4日に設立いたしました。

(2) 事業区分ごとの事業内容

当社グループ各社の事業の内容と、セグメントとの関連は、次のとおりであります。

ネクシィーズ・ゼロ事業

ネクシィーズ・ゼロ事業では、「ネクシィーズ・ゼロシリーズ（以下、「ネクシィーズ・ゼロ」）」及び「ネクシィーズ電力」の提供、利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売を行っております。

a. 「ネクシィーズ・ゼロ」の提供、利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売

（株式会社ネクシィーズグループ、株式会社ネクシィーズ、株式会社ネクシィーズ・ゼロなど）

「ネクシィーズ・ゼロ」は飲食店や美容室等の店舗、商業施設、宿泊施設等の顧客に対して、設置工事代金を含めた初期投資オールゼロで最新の省エネルギー設備等を提供しております。一方、当社は金利を含めた利用手数料収入を分割又は一括で得ております。導入できる設備についてはLED照明や業務用空調、業務用冷蔵庫の他、食器洗浄機、光触媒除菌脱臭機、業務用除菌剤、非接触型決済端末等の多品目を取り扱っており、顧客のニーズに合わせて販売も行っております。

自社で各地の営業拠点を通じて新規開拓を行うほか、導入先や取引先、金融機関からのご紹介や、代理店を通じても営業を行っております。

一般店舗向け設備のほか、高額な初期投資不要で出店が可能となる定額制セルフエステスタジオ「BODY ARCHI（ボディアーキ）」の店舗において、エステ機器や内装工事費を含む店舗設備全体の導入も取り扱っております。

b. 電力提供サービス「ネクシィーズ電力」の提供

（株式会社ネクシィーズ・ゼロ）

「ネクシィーズ電力」は、電気料金の削減に繋がる新電力（注）のサービスとして飲食店や美容室等の店舗、商業施設、宿泊施設に対して営業を行い、平成29年10月より提供を開始しております。「ネクシィーズ電力」は、顧客から毎月の電気利用料収入が得られるため、顧客数が増大することで、継続的な安定収入を得る事が可能となります。なお、令和4年5月に株式会社エコログとの間で業務提携契約を締結し、電力供給業務を移管して当社は取次のみを行っております。

（注）新電力とは、電力小売市場へ新規参入が認められた特定規模電気事業者のこと。

「PPS」（Power Producer and Supplier）とも呼ばれる。

電子メディア事業

電子メディア事業では、企業プロモーション支援を目的として、インターネットを主とした各種サービスを提供しております。

a. ソリューション業務

（株式会社ブランジスタソリューション）

ソリューション業務では、クライアント企業向けに販売促進支援サービスを行っております。豊富な経験と蓄積した様々なノウハウに基づいて、新規顧客の開拓から顧客のリピーター化までをワンストップで行えるサービスを提供しております。

具体的には、ウェブサイトの制作や運営、特にECサイトの企画から運営、在庫管理、物流、海外販売代行等のサポートまで幅広いサービスを提供しております。その他一般消費者向けの販売を行っている企業に対して、キャンペーンの企画運営や会員組織の管理代行も行っております。

b. 電子雑誌業務

(イ) 電子雑誌への広告掲載

（株式会社ブランジスタメディア）

電子雑誌への広告掲載は、電子雑誌へ広告を掲載する広告主から、広告掲載料を受領しております。当社グループの電子雑誌は広告主のブランド価値向上につながる誌面づくりが特徴です。さらに、日本各地の地方自治体とのタイアップ誌を制作し、地方創生へ向けた地域活性化を支援するツールとしてもご活用いただいております。

(ロ) 電子雑誌の制作受託

（株式会社ブランジスタメディア）

電子雑誌の制作業務受託では、電子雑誌発刊で培った経験とノウハウをもとに、制作納品型として電子雑誌の制作受託業務を行っており、制作委託元の企業から電子雑誌の制作受託料を受領しております。

また、電子雑誌制作受託には制作・納品・更新のみを行うスキームと、制作・納品・更新に加え、雑誌の中に設けた広告枠を当社が販売するスキームがあり、当該スキームでは制作委託元の企業から制作受託料を受領し、広告主からも広告掲載料を受領しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ネクシィーズ (注) 2、5	東京都 渋谷区	100百万円	ネクシィーズ・ゼロ事業 (初期投資ゼロの省エネルギー設備等導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売等)	100.0	商品の販売委託及び業務受託等の取引があります。 役員の兼任あり。(2名)
株式会社ネクシィーズ・ゼロ (注) 2、4	東京都 渋谷区	255百万円	ネクシィーズ・ゼロ事業 (初期投資ゼロの省エネルギー設備等導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の提供) 電力小売事業 (「ネクシィーズ電力」の提供)	100.0	設備導入サービスにかかる商品の販売等の取引があります。 役員の兼任あり。(1名)
株式会社ブランジスタ (注) 2、3	東京都 渋谷区	621百万円	電子メディア事業 (電子メディア事業における子会社の株式保有及び管理)	48.8 [1.9] (注) 1	役員の兼任あり。(2名)
株式会社ブランジスタメディア (注) 4、5	東京都 渋谷区	5百万円	電子メディア事業 (電子雑誌出版・電子広告)	100.0 (100.0) (注) 1	
株式会社ブランジスタソリューション	東京都 渋谷区	5百万円	電子メディア事業 (EC・通販企業支援)	100.0 (100.0) (注) 1	
その他8社					
(持分法適用関連会社) 株式会社ボディアーク・ジャパン	東京都 渋谷区	10百万円	セルフエステ運営	29.8	役員の兼任あり。(3名)

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。また、議決権所有割合の[]内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数であります。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券報告書の提出会社であります。

4. 株式会社ネクシィーズ・ゼロ、株式会社ブランジスタメディアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	株式会社ネクシィーズ・ゼロ	株式会社ブランジスタメディア
(1) 売上高	7,501百万円	2,294百万円
(2) 経常利益	753百万円	216百万円
(3) 当期純利益	503百万円	161百万円
(4) 純資産額	526百万円	1,183百万円
(5) 総資産額	5,996百万円	1,253百万円

5. 債務超過会社で債務超過の額は、令和4年9月末時点で株式会社ネクシィーズが1,166百万円、株式会社ブランジスタメディアが1,183百万円となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和4年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ネクシィーズ・ゼロ事業	575 (123)
電力小売事業	4 (0)
電子メディア事業	298 (33)
報告セグメント計	877 (156)
全社(共通)	36 (2)
合計	913 (158)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、アルバイト及び人材派遣会社の派遣社員の年間平均雇用人員であります。
3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門、社長室の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

令和4年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
36 (2)	35.12	8.08	4,500,000

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	36 (2)
合計	36 (2)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社から他社への出向者8名を除く。)であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、アルバイト及び人材派遣会社の派遣社員の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門、社長室の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は概ね良好に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

私たちネクシィーズグループは、1987年の創業以来、時代のニーズに合わせた商品、サービスを「企画力と営業力」を強みとして提供していくことで成長を続けてまいりました。そして、この強みを活かして、さらなる新市場の創造に挑戦することで、新しい価値を持つサービスを次々と世の中に提供しております。

当社の企業理念とミッション、ビジョンは下記の通りです。

[企業理念]

新しい価値を広げ、ワクワクする未来を。

ネクシィーズグループは、モノではなく時代に必要とされる「新しい価値」を広げ、人々にワクワクと笑顔、感動を提供してまいります。

[ミッション]

「それが欲しかった！」を実現し、社会を次に進める。

ネクシィーズグループは、社会に必要とされるサービスの機能、価格、タイミングのベストバリューを見極めて提供し社会を次のステップに進めてまいります。

[ビジョン]

まだない常識を、次のあたりまえに。

ネクシィーズグループは、まだない新しい常識をいつも探し続け、次のあたりまえの実現に向けてチャレンジし続けます。

これらの方針に基づく事業活動のもと、当社グループでは長期的な成長と発展によりステークホルダーの皆様の信頼と期待に応えてまいり所存であります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

ネクシィーズ・ゼロ事業においては、新型コロナウイルス感染症の経済環境に対する影響が徐々に改善傾向にあり、LED照明、業務用冷蔵庫、空調等の設備投資への需要が徐々に増加していくものと予想されます。また、農業設備の取扱いについては、農業作物の収穫期と設置、施工時期の間で調整が必要となるため、契約締結から設置完了までにタイムラグがあります。そのため、一部は当連結会計年度に契約に至った案件でも、次期に設置完了して、売上に計上される見込みです。

また、地域金融機関からの案件紹介の増加や人員の拡充による販売網の強化を見込んでおります。その他、今後も市場ニーズに応じた新たな商材の導入や市場の開拓を進めてまいります。

電力小売事業につきましては、令和4年5月に株式会社エコログとの間で業務提携契約を締結し、電力供給業務を移管して当社は取次のみを行う事業モデルへ転換いたしました。

これにより、電力仕入価格の高騰の影響を殆ど受けなくなり、当社グループの連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

電子雑誌業務につきましては、自治体からの広告売上の拡大に加え、観光や外食需要の回復による宿泊施設や飲食店等からの広告売上の拡大を目指してまいります。

ソリューション業務については、主力サービスである「ECサポートサービス」の業務受託売上拡大を目指してまいります。

また、令和4年10月4日付で、連結子会社である株式会社ブランジスタエールを新たに設立いたしました。月々定額で著名タレントの写真・動画が使えるプロモーションツールと、経営者の学びと交流の場を提供する新プロジェクト「ACCEL JAPAN(アクセルジャパン)」の提供を開始しており、対象となる市場の拡大により更なる売上規模拡大を図ってまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

a. 更なる収益の拡大

当社グループでは、当連結会計年度において3期ぶりに損益が黒字に回復いたしました。

新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響が薄らぎ、徐々に回復の兆しが見えつつあります。また、業績の不安定要素であった電力小売事業は、電力仕入価格の変動に左右されない事業モデルへと転換いたしました。

これにより当社グループ全体の収益基盤が安定、強化されておりますが、現状に留まることなく、今後も新たな事業や商材、販売方法を検討し、挑戦を続けることで更なる成長を目指してまいります。

b. 各グループ会社における経営体制の整備

当社グループでは、サービスの提供単位に合わせて会社組織を分割し、権限委譲することで意思決定のスピードと経営の柔軟性を高めております。現在、新規サービス新商品の開発、業務改善など各事業会社で様々な試みが生まれております。

今後も経営人材の育成と成果に応じた評価制度を適正化し、社外人材の採用も強化することで、グループ各社における経営体制を整備し、企業価値の向上に努めてまいります。

c. 市場開拓の強化

ネクシィーズ・ゼロ事業では、初期費用オールゼロで設備投資が行えるサービスの仕組みを、従来の店舗・施設向け設備だけでなく、農業関連設備へも導入しております。そのため、農業法人を対象とした農業市場の開拓を更に進めてまいります。

また、電子メディア事業では、月々定額で著名タレントの写真・動画が使えるプロモーションツールと、経営者の学びと交流の場を提供する新プロジェクト「ACCEL JAPAN(アクセルジャパン)」を令和4年10月4日より開始しております。同サービスでも営業を強化し、収益の拡大を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 事業別のリスク

ネクシィーズ・ゼロ事業

a. 設備導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の提供、利用者獲得業務及び販売について

ネクシィーズ・ゼロ事業では、飲食店や美容室等の店舗、商業施設、宿泊施設等に対して、「ネクシィーズ・ゼロ」の提供、利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売を行っております。

省エネルギー設備等は、一定の市場規模が見込めるものの、販売も含めると競合他社が多数存在しており、価格競争や市場の開拓が想定以上に急速に進行する場合があります。また、提供先については、多店舗展開する企業への複数店舗導入や大規模施設への導入も増加しております。そのため、今後新型コロナウイルス感染症等の影響によりこれらの大型案件が続けて解約となった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、「ネクシィーズ・ゼロ」では、LED照明や業務用の冷蔵庫、空調、農業関連設備など、複数の商品を取り扱っております。取引先については、実績のある信頼できる取引先を選別しておりますが、万が一商品に大きな不具合があった場合や事故が発生した場合などには、当社グループにおいても対応が必要となり、一時的に営業活動に支障が生じる可能性があります。また、こうした不具合等や風評被害などで、サービスのイメージが著しく低下した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

b. 外部環境の変化による影響について

ネクシィーズ・ゼロ事業では、顧客に提供する省エネルギー設備等を提供するにあたり、導入する設備の仕入や工事一式の代金を、金融機関に債権を流動化することで調達しております。

そのため、市場金利の動向を注視しつつ、複数行との提携することにより資金調達枠を確保し、必要に応じて代替手段として証券化を実施するなど、リスクのコントロールに努めておりますが、金利が大きく変動した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、為替の変動や原材料価格の高騰に伴い主要な商品の仕入価格が上昇する場合があります。

こうした外部環境の変化があった場合、取り扱い商品の変更や提供価格への転嫁等を講じてまいりますが、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

c. 解約調整引当金について

「ネクシィーズ・ゼロ」では、取引先企業との条件に基づいて、契約者の解約に伴い発生する流動化した債権に対する将来の支払見込額及びサービス取り次ぎにより得られる報酬の回収不能見込額を解約調整引当金として計上しております。

引当金の計上にあたっては、過去の解約率に基づき予想されうる額を計上しております。しかしながら、今後新型コロナウイルス感染症拡大等の要因で、解約率の上昇等に伴い当該返戻金等が解約調整引当金の計上額を超過した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

電力小売事業

電力小売事業では、「ネクシィーズ電力」の電力供給業務を令和4年5月より外部の電力小売業者へ移管し、当社グループは取次業務のみを行うビジネスモデルへと転換いたしました。そのため、電力仕入価格の高騰の影響などの電力小売事業者特有のリスクが、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性はございません。

電子メディア事業

a. 著名人を起用したサービスについて

電子メディア事業では、自社及び他社の電子雑誌の制作業務を行っております。また、令和4年10月より月々定額で著名人を起用したプロモーションツール「ACCEL JAPAN」の提供を開始しております。大手企業だけでなく、幅広い企業に著名人を起用したサービスを提供できること、多数の芸能人やタレント等の著名人を起用しており、それが特徴の一つとなっております。

しかしながら、何らかの理由で著名人を想定通りに起用できなくなった場合や競合他社から類似の媒体が提供されて認知度が上がった場合は、差別化が図れなくなる可能性、価格競争の激化、クライアントの減少が生じて当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

b. 広告ビジネスの性格について

電子メディア事業では、企業の広告宣伝を含む販売促進の支援を行っております。近年、検索連動型広告やアフィリエイト等を含むインターネット広告は、テレビ、新聞に次ぐ広告媒体へと成長してきており、今後も需要が拡大していくと想定されています。

しかしながら、企業がインターネット広告に支出する費用は、広告費や販売促進費であり、一般的に景気が悪化した場合、企業はこれらの支出を削減する傾向があります。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や景気動向によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社グループのブランドについて

当社グループでは、ネクシイズの名称を連結子会社の商号やサービスの名称で使用しており、それ以外の会社でもネクシイズのグループ企業として営業活動を行っております。そのため、事業を展開していく中で、一部のグループ企業やサービスにおいて何らかのトラブルや不祥事等が発生した場合や、SNS等での誹謗中傷等が広がった場合に、当社グループ全体のブランドイメージの低下や信頼性の毀損に繋がり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3. 技術革新について

インターネット業界は新技術や新たなサービスの提供が頻繁に行われており、非常に変化の激しい業界となっております。当社グループでは、インターネット関連のサービスについて、こうした業界の変化の動向を見極め、適宜自社サービスを導入することで対応しております。

しかしながら、インターネットを取り巻く環境が急速に変化し、対応が遅れた場合にはサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こす可能性があります。また、追加で大幅な投資が必要となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

4. 人材の確保について

当社グループでは、事業の拡大に伴い、取り扱うサービスが多様化してきております。例えば、ネクシイズ・ゼロ事業においては、従来の店舗施設向け設備だけでなく農業関連設備の取扱いを開始しております。また、「電子メディア事業」においても、電子雑誌の制作、ECサイトの運営代行や販売促進支援、初期費用無料かつ月額料金だけで顧客が芸能人を販売促進活動等に起用できる「ACCEL JAPAN」などがあります。これらのサービスの提供にあたっては、専門知識や経験の蓄積、資格が必要なものもあり、対応できる人材の育成と確保が必要となります。また、当社グループのサービスは対面で直接顧客とやりとりできる営業人員の確保も重要となっております。

しかしながら、今後の我が国においては、少子化が急速に進むことが予想され、これに伴う人手不足が発生する可能性があります。また、企業の求人件数が求職者の数を大きく上回った場合や、急激な人材の流出が進んだ場合、人材の確保が困難となる可能性があります。同時に雇用環境の変化は人材確保のための採用コストの負担を増加させる場合があります。これらの結果、当社グループが事業を拡大していくにあたり、事業機会を逸失し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5. 通信ネットワーク及びその設備に関するリスクについて

当社グループでは、サービスの提供や各種データの管理に通信ネットワークを活用しております。また、サーバーの管理等の重要業務については、外部の専門業者に委託しております。

しかしながら、これらの通信ネットワークや設備において自然災害の発生、アクセスの集中、ウイルスや悪意あるハッカーの侵入、人的ミスが発生等によって、重要なデータが漏えい、消失した場合やシステム障害等が起きた場合、収益機会の喪失や信頼の低下や損害賠償等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

6. マネジメントの不測の事態に係るリスク

当社グループでは、持株会社体制へ移行し、事業領域が拡大する中で、各グループ会社の役職員が機動的な経営判断を行い、独自に事業を推進できる体制の構築に努めております。また、各グループ会社において特定の事業分野に対する専門化が進んでおります。これにより、各グループ会社の主要な経営陣が新型コロナウイルス感染症への感染による重症化を含む、不測の事態により業務執行できなくなった場合、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

7. 減損会計について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）の適用に伴い、平成18年9月期より減損会計を導入しております。今後の事業環境の変化により当社グループにおける固定資産で減損損失が認識される可能性があり、業績に影響を与える可能性があります。

8. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が深刻化した場合、政府からの緊急事態宣言の発出による営業活動範囲の縮小を余儀なくされる場合があります。

また、当社グループの顧客は飲食店やホテル、旅館等の宿泊業、その他店舗型のサービス業を行う顧客が多い為、収束までの期間が長期化したり、感染拡大が深刻化した場合、顧客の経営環境が悪化し、当社グループの営業活動に支障をきたす場合があります。

その他、海外の感染拡大によりサプライチェーンに影響が生じた場合、メーカーとの交渉や代替品の利用を行ってまいりますが、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9. コンプライアンスに関するリスク

テレマーケティングに関する法的規制について

当社グループが行うテレマーケティング業務は、電話勧誘販売として「特定商取引に関する法律」の規制対象となっております。そのため、社内管理体制を整え、法令の遵守に努めておりますが、同法の改正により事業活動が著しく制約された場合や、万一、法令に抵触するような行為があり、対外的信用の失墜及び訴訟等の発生、それらに伴う当社グループのブランドイメージの低下があった場合、業績に影響を与える可能性があります。

キャンペーンに関する法的規制について

当社グループが行う各種のキャンペーンは、消費者庁管轄の「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「消費者契約法」、公正取引委員会管轄の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」の規制を受けております。当社グループでは、販売促進活動の一環として、一定期間中におけるサービス料金の無償化や、固有の条件を満たした方へのキャッシュバック等、様々なキャンペーンを行う場合があります。当社グループでは、これらキャンペーンの表示方法やその内容について、上記法律に定められている規制を遵守し、展開しておりますが、同法の改正により今後のキャンペーン展開に支障が生じた場合や、万一、消費者庁及び公正取引委員会から勧告等を受けることにより当社グループのブランドイメージが低下した場合、業績に影響を与える可能性があります。

個人情報保護法について

当社グループは様々なサービスにおいて顧客の個人情報を取り扱うため、「個人情報の保護に関する法律」において「個人情報取扱事業者」と定義されております。当社グループでは顧客データベース構築時より、社外からの不正アクセスや内部からの顧客情報漏えいに対処するため、アクセスログ一括管理などのセキュリティシステムで安全対策を講じております。また、大量のデータベースを取り扱う企業の責務として、より強固なセキュリティ体制を構築すべく、データサーバーの冗長化やアクセス記録の半永久保存、指紋認証による入退室管理システム、監視カメラ等も導入しております。

特に、直接的な個人情報の取り扱いや社内ネットワークを集中管理するために、24時間365日管理監視体制の高度セキュリティエリアを設けております。当社の管理本部、グループ会社である株式会社ネクシィーズの業務推進本部で、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）の国際規格である「ISO/IEC 27001：2013」と国内規格である「JIS Q 27001：2014」の認証を取得しております。この他に、株式会社ブランジスタメディアにおいて、「プライバシーマーク（注2）」の認証を取得しております。これにより、公的機関（第三者）の立場から安全性が実証されるとともに、営業活動において引き続き同法を遵守し個人情報の適正な取り扱いを行っております。しかしながら、外部からの意図的な攻撃や、意図しない人為的な間違い等により個人情報が漏えいし、対外的信用の失墜及び訴訟等が発生した場合、当社グループのブランドイメージの低下を招く可能性や業績に影響を与える可能性があります。

（注1） Information Security Management Systemの略称。国内の情報セキュリティ全体の向上、国際的に信頼される情報セキュリティレベルを達成することを目的につくられた情報セキュリティマネジメントシステムに対する適合性評価制度における認証基準。

（注2） 経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）から「JIS Q 15001」に準拠したコンプライアンス・プログラムに基づき、個人情報の適切な取り扱い体制が整備されている企業に対して付与される認証基準。

知的財産権について

当社グループの知的財産権に係る事業として、株式会社ブランジスタにおけるウェブサイト運営、電子雑誌等、インターネットを利用したコンテンツの企画運営等があります。これらの事業において、当社グループが第三者の著作権等知的財産権を侵害した場合には、ロイヤリティの支払いや損害の賠償、あるいは使用差止等を請求されるおそれがあり、それにより当社グループのブランドイメージ低下を招く可能性や、事業及び業績に影響を与える可能性があります。

訴訟について

当社グループは、事業の多様化及び取り扱い商品やサービスの多様化に努めております。こうした事業拡大の中で、第三者から、権利・利益の侵害等を理由とする損害賠償請求訴訟等が提起される可能性があります。

これにより、当社グループの事業展開に支障が生じたり、ブランドイメージが低下するおそれや、金銭的負担の発生により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。一方、第三者による権利侵害により当社グループが損害を被り、または、被るおそれがある場合に、訴訟等により当社グループの権利を保護するため多大な費用を要するおそれもあります。その訴訟等の内容または請求額によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は以下のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、当連結会計年度における経営成績に関する説明において、前連結会計年度と比較しての前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 . 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

経営成績

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が続きましたが、ワクチン接種の進展によって経済活動が回復に向かう動きが見られました。一方で、米国をはじめとする先進国の金融緩和の縮小が金融市場に与える影響や地政学リスクが原材料価格に与える影響等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。GDP伸び率は、令和4年7月～9月に前年同月比0.3%減となりました。消費者物価指数（生鮮食品除く）は、前年同月比0.1%～3.0%の間で推移しております。

このような状況の下、当社グループでは、「ネクシィーズ・ゼロ事業」「電力小売事業」「電子メディア事業」の3事業を展開しております。当連結会計年度においては、経済活動が回復していく中で、変化するニーズに合わせて柔軟に対応し収益の最大化を図ってまいりました。

これらの結果、売上高19,214百万円（前年同期は売上高18,763百万円）、営業利益382百万円（前年同期は営業損失351百万円）、経常利益377百万円（前年同期は経常損失353百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は185百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,153百万円）となりました。

当連結会計年度における報告セグメントの概況は次のとおりであります。

[ネクシィーズ・ゼロ事業]

ネクシィーズ・ゼロ事業では、設置工事費用を含めた初期投資オールゼロで、顧客に最新の省エネルギー設備を導入できる「ネクシィーズ・ゼロシリーズ（以下、「ネクシィーズ・ゼロ」）」の提供、利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売を行っております。

当連結会計年度においては、withコロナ商材から主力商材であるLED照明や業務用冷蔵庫、空調、農業用設備等の提供へ軸足を移し、取扱い商材の豊富さを強みとして幅広い顧客層の多様なニーズに応じた提案を行ってまいりました。世界的な半導体不足や原材料不足による影響があった一方で、地域金融機関との連携や農業分野への営業を強化いたしました。

これらの結果、ネクシィーズ・ゼロ事業は、売上高13,558百万円（前年同期は売上高13,932百万円）、セグメント利益995百万円（前年同期はセグメント利益529百万円）となりました。

[電力小売事業]

電力小売事業では、電力小売「ネクシィーズ電力」の提供を行っております。

当連結会計年度においても、原油や液化天然ガス（LNG）といったエネルギー資源価格の世界的な高騰が続きました。当社グループでは、こうした状況に対応するため保険会社を通じた気候変動への対応や顧客との規約の見直しを行ってまいりました。令和4年5月には株式会社エコログとの間で業務提携契約を締結し、電力供給業務を移管して当社は取次業務のみを行う事業モデルへ転換いたしました。これにより下半期は電力原価高騰の影響を殆ど受けなくなり、既存顧客の移管を進めたことに伴う取次手数料収入が増加しました。

これらの結果、電力小売事業は、売上高2,410百万円（前年同期は売上高1,870百万円）、セグメント損失22百万円（前年同期はセグメント損失432百万円）となりました。

[電子メディア事業]

電子メディア事業では、企業プロモーション支援を目的として、インターネットを主とした各種サービスを提供しております。

当連結会計年度においては、電子雑誌業務において、収益認識会計基準等の適用開始による影響があったものの、自治体とのタイアップ広告の契約額及びタイアップ実施数が過去最高となりました。加えて、観光や外食需要回復への期待から、宿泊施設や飲食店等の広告売上が増加いたしました。また、ECサポートサービス等を行うソリューション業務においても、業務受託売上が堅調に推移いたしました。

これらの結果、電子メディア事業は、売上高3,309百万円（前年同期は売上高3,125百万円）、セグメント利益212百万円（前年同期はセグメント利益289百万円）となりました。

財政状態

当連結会計年度末の総資産は13,615百万円となり、前連結会計年度末に比べて990百万円の減少となりました。当連結会計年度における資産、負債及び純資産の状況は次のとおりです。

（流動資産）

流動資産は9,574百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,331百万円の減少となりました。これは主に、リース債権が350百万円、未収入金が507百万円増加した一方で、現金及び預金が595百万円、収益認識会計基準等の適用により受取手形及び売掛金が1,405百万円減少したことによるものであります。

（固定資産）

固定資産は4,041百万円となり、前連結会計年度末に比べて341百万円の増加となりました。これは主に、破産更生債権等が76百万円減少した一方で、繰延税金資産が258百万円、敷金及び保証金が82百万円、投資有価証券が46百万円増加したことによるものであります。

（流動負債）

流動負債は8,774百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,300百万円の増加となりました。これは主に、解約調整引当金が497百万円、賞与引当金が316百万円減少した一方で、短期借入金が1,000百万円、買掛金が569百万円、1年内返済予定の長期借入金が203百万円増加したことによるものであります。

（固定負債）

固定負債は1,974百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,179百万円の減少となりました。これは主に返済により長期借入金（1年内返済予定を除く）が1,197百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は2,867百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,111百万円の減少となりました。主な内訳は、新株予約権の行使による新株式発行により資本金が11百万円、資本剰余金が11百万円増加した一方で、非支配株主持分が496百万円、収益認識基準等の適用を開始したこと等により利益剰余金が635百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」）の期末残高は2,831百万円となり、前連結会計年度末残高3,427百万円と比べて595百万円の減少となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は365百万円（前年同期は1,558百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益468百万円、貸倒引当金の増加額702百万円、仕入債務の増加額569百万円があった一方で、解約調整引当金の減少額497百万円、未払消費税等の減少額418百万円、リース債権の増加額350百万円、法人税等の支払額310百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は140百万円（前年同期は230百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入103百万円があった一方で、敷金及び保証金の差入による支出152百万円、無形固定資産の取得による支出43百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は92百万円（前年同期は1,743百万円の支出）となりました。これは主に、短期借入金の純増加額1,000百万円、長期借入れによる収入900百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出1,893百万円、配当金の支払額261百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業区分別に示すと以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ネクシィーズ・ゼロ事業	13,494	-
電力小売事業	2,410	-
電子メディア事業	3,309	-
合計	19,214	-

(注) 1. 収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、前年同期比は記載しておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
A社	2,480	13.2	3,082	16.0

(注) A社との間で守秘義務を負っているため、社名の公表は控えさせていただきます。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は19,214百万円（前年同期は売上高18,763百万円）となりました。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の広がりにより、外出を控えていた消費者が徐々に落ち着きを取り戻すと共に顧客の設備投資需要も回復傾向にあったことや、自治体とのタイアップ広告の契約額及びタイアップ実施数が好調に推移した事によるものであります。

(売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

当連結会計年度における売上原価は10,324百万円（前年同期は10,023百万円）となりました。

主な要因は、電力小売事業において、前連結会計年度から引き続き電力卸売市場からの電力仕入価格が更に高騰したことによるものであります。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は8,506百万円（前年同期は9,091百万円）となりました。

主な要因は、売上高が好調に推移したことに伴い、旅費交通費、広告宣伝費、販売促進費などの各種経費が増加した一方で、前連結会計年度に比べて貸倒引当金及び解約調整引当金の繰入額が減少したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における営業利益は382百万円（前年同期は営業損失351百万円）、経常利益は377百万円（前年同期は経常損失353百万円）となりました。

(税金等調整前当期純利益・親会社株主に帰属する当期純損益)

税金等調整前当期純利益は468百万円（前年同期は税金等調整前当期純損失388百万円）となりました。主な要因は上記記載内容と同じ要因となります。

そして、法人税等を191百万円、非支配株主に帰属する当期純利益を91百万円計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は185百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,153百万円）となりました。また、前連結会計年度の1株当たり当期純損失金額89円03銭から、当連結会計年度は1株当たり当期純利益金額14円30銭となりました。

なお、経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

また、経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処すべきことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最適な経営資源の配分に努め、さらなる事業拡大を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、動向を見極めながらWithコロナ商材から設備投資関連の主力商材へと切り替えていくことで、収益の拡大を図ってまいります。

b. 財政状態の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要 財政状態」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性にかかる情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要 キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

資金需要のうち主なものは、「ネクシィーズ・ゼロ」の省エネルギー設備等の商品仕入や設置工事代金のほか、販売費及び一般管理費（主に、人件費とそれに伴う営業経費、賃借料）であります。商品仕入等については借入金等の金融機関からの資金調達、販売費及び一般管理費については自己資金と借入金により、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

運転資金及び設備資金は手元資金で補うことを基本とし、必要に応じて借入等の資金調達を実施しております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に備え、機動的かつ安定的な資金調達を確保することで、手元流動性を厚くし、経営の安定性を高めることを目的として借入による資金調達を増やしております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループは下記のとおり、業務提携契約を締結しております。

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社ネクシィーズ・ゼロ	株式会社エコログ	令和4年5月1日	令和4年5月1日から 令和5年3月31日まで (以後1年単位の自動更新)	電気の小売供給契約
株式会社ネクシィーズグループ (当社)	株式会社エコログ	令和4年5月1日	令和4年5月1日から 令和5年3月31日まで (以後1年単位の自動更新)	連結子会社である株式会社ネクシィーズ・ゼロの電気の小売供給契約に対する連帯保証

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

令和4年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	事務所設備 コンピュータ 等	492	63	11	3	571	36 (2)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員（当社から子会社等への出向者8名を除いております。）であり、()内には、臨時雇用者数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

3. 本社の建物を賃借しております。

(2) 国内子会社

令和4年9月30日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器 具及び備 品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社ネクシィーズ (東京都渋谷区)	ネクシィーズ・ゼロ事業	事務所設備 ハードウェア 等	468	9	5	1	485	59 (56)
株式会社ブランジスタ (東京都渋谷区)	電子メディア 事業	建物等	7	0	-	-	8	9 (-)
株式会社ブランジスタメディア (東京都渋谷区)	電子メディア 事業	ソフトウェア 等	-	9	47	-	56	186 (29)
株式会社ブランジスタソリューション (東京都渋谷区)	電子メディア 事業	工具、器具及 び備品等	-	4	0	-	4	79 (4)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、()内には、臨時雇用者数の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	53,654,560
計	53,654,560

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年12月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,471,240	13,471,240	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	13,471,240	13,471,240	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

なお、平成27年12月25日開催の取締役会決議において決議された新株予約権は、令和3年12月31日に行使期間が満了となりました。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成31年1月4日 (注)1	700,000	12,713,640	-	1,189	-	1,134
平成31年1月4日 (注)2	700,000	13,413,640	0	1,189	0	1,134
令和3年8月31日 (注)3	25,500	13,439,140	9	1,198	9	1,144
令和3年10月31日 (注)3	700	13,439,840	0	1,198	0	1,144
令和3年11月30日 (注)3	24,400	13,464,240	8	1,207	8	1,153
令和3年12月31日 (注)3	7,000	13,471,240	2	1,210	2	1,155

(注)1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 有償第三者割当

発行価格 1円

資本組入額 0.5円

割当先 一般社団法人HDP

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	20	32	26	14	6,216	6,316	-
所有株式数(単元)	-	8,016	3,535	21,067	1,541	29	98,820	133,008	170,440
所有株式数の割合(%)	-	6.03	2.66	15.83	1.16	0.02	74.30	100.00	-

- (注) 1. 当社所有の自己株式461,121株は、「個人その他」に4,611単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。
2. 証券保管振替機構名義の株式が「単元未満株式の状況」に50株含まれております。
3. 単元未満株式のみを有する株主は5,601人です。
4. 上記所有者別状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
近藤 太香巳	東京都渋谷区	3,282,580	25.23
株式会社近藤太香巳事務所	東京都渋谷区桜丘町20-4 ネクシィーズスクエアビル	1,275,500	9.80
ネクシィーズ従業員持株会	東京都渋谷区桜丘町20-4 ネクシィーズスクエアビル	1,021,700	7.85
伊藤 智之	大阪府大阪市北区	725,000	5.57
一般社団法人HDP	東京都渋谷区桜丘町20-4 ネクシィーズスクエアビル	700,000	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	619,100	4.76
大前 成平	東京都目黒区	226,430	1.74
山本 司	東京都新宿区	173,230	1.33
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	146,400	1.13
松井 康弘	東京都渋谷区	100,000	0.77
計	-	8,269,940	63.57

- (注) 上記のほか、当社が保有している自己株式461,121株があります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 461,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,839,700	128,397	同上
単元未満株式	普通株式 170,440	-	同上
発行済株式総数	13,471,240	-	-
総株主の議決権	-	128,397	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が21株及び証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。

【自己株式等】

令和4年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ネクシィーズグループ	東京都渋谷区桜丘町20-4	461,100	-	461,100	3.42
計	-	461,100	-	461,100	3.42

(注) 上記のほか、当社は単元未満の自己株式を21株保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	390	0
当期間における取得自己株式	30	0

(注) 当期間における取得自己株式には、令和4年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	150	0	-	-
保有自己株式数	461,121	-	461,151	-

(注) 1. 当期間における「その他(新株予約権の権利行使)」及び「その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)」には、令和4年12月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、令和4年12月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、企業価値の拡大に伴う株主利益の拡大を重要な経営課題として認識しております。そのため、安定した経営基盤の確立と収益力の強化に努め、健全な財務体質の維持や将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。また、利益額の状況に応じて配当額の向上にも取り組んでまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当、期末配当の年2回行うことを基本方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。中間配当は当社の取締役会決議によってできる旨を定款で定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、中間配当につきましては業績及び財政状況等を勘案し見送りましたが、期末配当1株当たり20円としております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年12月14日 株主総会決議	260	20

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

以下のコーポレート・ガバナンスの状況に係る項目の一部につきましては、連結会社の状況を記載しております。

「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」

企業統治（コーポレート・ガバナンス）は、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者との関係における健全な企業経営を遂行するための基本的枠組みのあり方と認識しております。

主要な要素については次の様に考えております。

- a. 経営監督機構 : 経営の効率化を図る妥当性監査の重要性が高まっているなか、監査等委員が行う適法性監査に加え、社外取締役制度等の導入を検討する必要がある。
- b. 企業倫理 : 単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体ではなく、広く社会にとって有用な存在である必要がある。
- c. コンプライアンス : 法令の遵守に加え、社会的良識に則って行動する必要がある。
- d. アカウンタビリティ : 経営者が適正な財務諸表の開示、有効な内部統制システムの構築、監査の実施等により株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者に対する「アカウンタビリティ」を遂行することにより、企業経営の透明性を確保しなければならない。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、令和元年12月17日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、当社及び子会社の業務の適正を確保するため、次のとおりの体制を整備しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、毎月定例で開催するほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する経営上の重要な事項を協議・決定しております。また、取締役の職務執行の状況を監督しております。

有価証券報告書提出日現在、取締役（監査等委員を除く。）6名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の10名体制となっております。

取締役会の構成員につきましては、「4コーポレートガバナンスの状況等（2） 役員一覧」をご覧ください。なお、取締役会の議長は代表取締役社長 近藤太香巳であります。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、定期的で開催するほか必要に応じて臨時で監査等委員会を開催し、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき監査に関する重要な事項の決議及び報告や取締役の業務執行の監査を行います。

有価証券報告書提出日現在、4名（うち社外取締役3名）となっております。

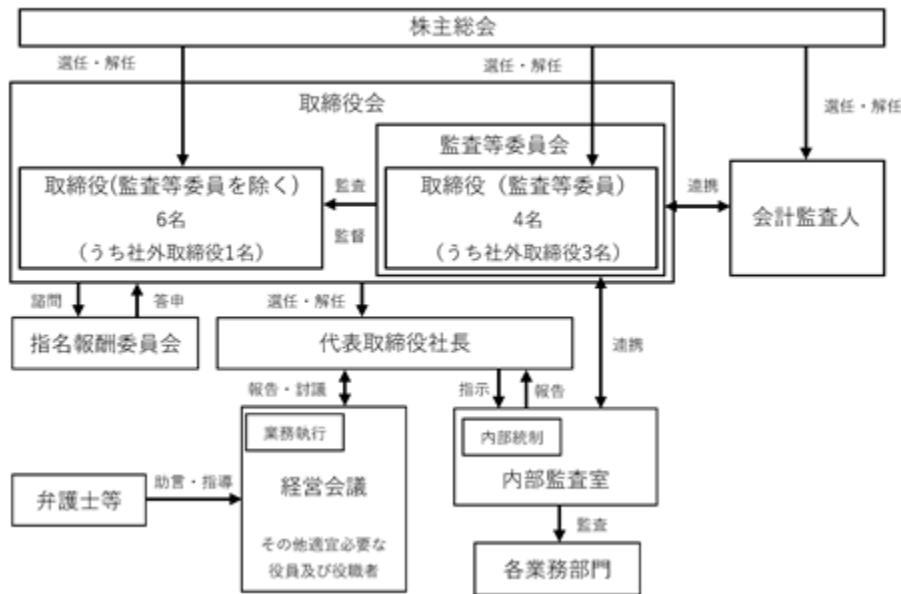
監査等委員会の構成員につきましては、「4コーポレートガバナンスの状況等（2） 役員一覧」をご覧ください。なお、監査等委員会の議長は監査等委員である取締役 鴨志田慎一であります。

c. 経営会議

経営会議は、常勤取締役で構成され、毎月定例で開催するほか必要に応じて開催し、経営状況を把握するとともに、業務遂行上の営業連絡会議・管理関連会議等を通じ、職務権限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

経営会議の構成員につきましては、代表取締役 近藤太香巳が議長を務め、取締役 大前成平、取締役 松井康弘、取締役 藤野剛志、取締役 佐藤英也の5名であります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、各種社内規程及び取締役会で決議された内部統制システムに関する基本方針に基づいて整備されております。また、内部監査室1名を設置し、内部監査を実施して内部統制の有効性と妥当性を検証しております。社外取締役である監査等委員は、監査等委員会等の場を通じて内部監査室と緊密に連携し、その状況を把握しております。そのほか、会計監査人から会計監査の状況について説明を受けることにより、その状況を把握し、会計監査との相互連携を図っております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会及び監査等委員会や経営会議において情報共有を行い、早期に問題を把握し検討を行い、その対応策を講じております。さらに監査等委員会、内部監査室、会計監査人との連携により潜在的なリスクの早期発見と未然防止によるリスクの軽減に努めております。グループ各社においては、各種管理規程に基づき、各部門それぞれが保有するリスクに応じて適切にリスク管理を実施しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の事業活動の適正と企業集団の統制を確保するため、取締役会などによる意思決定および業務執行の監督について適宜モニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況を確認しております。当社役員が子会社の役員及び主要メンバーを招集した営業会議を毎月開催しており、営業成績等の報告を行って、コーポレートガバナンスの充実と強化のため企業集団全体の意思統一を図っております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に設けております。これに基づき、社外取締役4名との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円又は法令が規程する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

e. 補償契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(b) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への安定的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(c) 取締役の責任免除

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重過失がないときは、責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に設けております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定めによる株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	近藤 太香巳	昭和42年11月1日生	昭和62年5月 日本電機通信を創業 平成2年2月 当社設立 平成3年2月 当社代表取締役社長 就任 平成22年10月 株式会社Nexyz.BB(現株式会社ネクシィーズ)代表取締役社長 就任 平成26年12月 当社代表取締役社長兼グループ代表(現任) 令和3年9月 株式会社ボディアーク・ジャパン代表取締役社長 就任(現任)	(注)2	3,282,580
取締役 副社長	大前 成平	昭和44年11月30日生	平成8年3月 当社入社 平成9年1月 当社取締役営業本部長 就任 平成9年10月 当社取締役副社長営業本部長 就任 平成16年11月 当社取締役副社長 就任(現任) 平成17年3月 株式会社ネクシィーズ・トレード代表取締役社長 就任 平成27年12月 株式会社Nexyz.BB(現株式会社ネクシィーズ)代表取締役社長 就任(現任)	(注)2	226,430
専務取締役 管理本部長	松井 康弘	昭和33年4月13日生	平成11年4月 当社入社 経営企画室長 平成11年10月 当社管理本部長 平成11年12月 当社取締役管理本部長 就任 平成12年10月 当社常務取締役管理本部長 就任 平成15年11月 当社専務取締役管理本部長 就任(現任) 令和4年10月 株式会社ネクシィーズ・ゼロ代表取締役 就任(現任)	(注)2	100,000
取締役 管理副本部長	藤野 剛志	昭和48年12月15日生	平成8年3月 当社入社 平成11年6月 当社西日本営業部長 平成11年12月 当社取締役 就任 平成21年10月 当社取締役管理副本部長 就任(現任) 平成28年5月 株式会社ネクシィーズ・ゼロ代表取締役社長 就任 平成29年12月 株式会社ネクシィーズ・ゼロ取締役	(注)2	64,620
取締役 社長室長	佐藤 英也	昭和49年5月8日生	平成13年12月 当社入社 平成19年12月 株式会社Nexyz.VP取締役 就任 平成20年10月 当社社長室長 平成25年10月 当社執行役員社長室長 就任 平成29年10月 株式会社ボディアーク・ジャパン取締役 就任(現任) 平成30年12月 当社取締役社長室長 就任(現任)	(注)2	6,930
取締役	佐藤 亨樹	昭和54年3月1日	平成14年4月 株式会社大広 入社 平成21年6月 株式会社デジタルアイデンティティ(現株式会社Orchestra Holdings)設立 平成23年2月 株式会社Orchestra Holdings取締役 平成27年11月 株式会社Orchestra Holdings取締役COO 平成28年3月 株式会社Orchestra Holdings代表取締役COO 平成30年12月 当社社外取締役 就任(現任) 平成31年4月 株式会社Orchestra Holdings代表取締役(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	鴨志田 慎一	昭和29年10月27日生	昭和52年4月 株式会社全国教育産業協会(現株式会社ハクビ)入社 平成15年6月 同社経理部部長 平成22年12月 当社常勤監査役 就任 令和元年12月 株式会社ブランジスタ常勤監査役 就任 令和元年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 令和3年12月 株式会社ブランジスタ取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	4,350

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	青木 巖	昭和42年9月2日生	平成4年4月 株式会社フジタ入社 平成9年12月 財団法人民間都市開発推進機構 出向 平成12年2月 アセット・マネジャーズ株式会社(現いちご株式会社)設立 平成16年10月 同社代表取締役 就任 平成21年4月 キャピタル・アドバイザー株式会社設立 代表取締役社長 就任(現任) 平成22年12月 当社監査役 就任 令和元年12月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	佐藤 裕久	昭和36年8月18日生	昭和60年4月 株式会社ヘンスフォース入社 昭和61年7月 株式会社H.R.M設立 同社代表取締役 就任 平成3年9月 有限会社バルニパービ総合研究所 設立 (現 株式会社バルニパービ)代表取締役 就任 平成24年12月 当社監査役 就任 令和元年12月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 令和3年10月 株式会社バルニパービ代表取締役会長 就任 (現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	末松 広行	昭和34年5月28日生	昭和58年4月 農林水産省入省 平成14年3月 総理大臣官邸内閣参事官 平成18年10月 農林水産省大臣官房環境政策課長 平成26年4月 同省関東農政局長 平成28年6月 経済産業省産業技術環境局長 平成30年7月 農林水産省農林水産事務次官 令和3年1月 東京農業大学農生命科学研究所 特命教授 (現任) 令和3年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締 役 就任(現任) 令和3年10月 TREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任(現任) 令和3年12月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					3,684,910

- (注) 1. 取締役 佐藤亨樹、取締役 青木巖、取締役 佐藤裕久及び取締役 末松広行は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、令和4年9月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、令和3年9月期に係る定時株主総会終結の時から令和5年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役 佐藤亨樹は、企業経営と事業戦略について豊富な経験と知見を有しており、適確な指導や助言を期待できることから、選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 青木巖は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外取締役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 佐藤裕久は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外取締役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 末松広行は、事業家とは異なる視点から、経済・政策動向や法令等に関する高い見識を基に、社外取締役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、選任しております。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的关系、又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役の選任に関して、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員要件を参考に、独立性を判定しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は毎月開催される取締役会に出席して、必要に応じて意見を表明する等、監査の有効性や効率性の向上に努めております。また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会規程に基づく監査方針に従い監査を実施しております。監査等委員会においては会合を定例で開催し、内部監査室の責任者から報告を受けるなど緊密に連携し、情報交換をしております。

そのほか、会計監査人から会計監査の状況について説明を受けることにより、その状況を把握し、会計監査との相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名を含む4名で構成されております。常勤監査等委員は選任しておりませんが、鴨志田慎一氏が監査等委員長を務めております。

なお、鴨志田慎一氏は長年にわたり責任者として経理業務に従事されていたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員は監査等委員会規程に基づく監査方針に従い監査を実施し、定期的開催する監査等委員会において意見交換を行います。また、監査等委員は毎月開催される取締役会に出席し、必要に応じて意見の表明を行っております。

監査等委員会の主な検討事項は、監査計画策定、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、会計監査人の再任に関する評価、その他法令及び定款に定められた職務等を行っております。

当事業年度においては、監査等委員会を7回開催しており、個々の監査役、監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
鴨志田 慎 一	監査等委員会7回	監査等委員会7回
青木 巖	監査等委員会7回	監査等委員会7回
佐藤 裕 久	監査等委員会7回	監査等委員会7回
末松 広 行	監査等委員会6回	監査等委員会5回

(注) 末松広行氏は、令和3年12月15日開催の第32期定時株主総会において選任された新任の社外監査等委員であるため、選任後の状況を記載しております。

内部監査の状況

当社は内部監査室1名を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社に必要な業務監査を実施することで内部統制の充実に努めております。また、監査等委員会及び会計監査人との間で、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携を取り、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 渡辺 力夫

指定有限責任社員 業務執行社員 中野 強

なお、継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 23名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人の選定について、会計監査人に求められる独立性や品質管理体制のほか、監査実績等を考慮し総合的に検討し判断しております。

監査等委員会は会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会へ提案いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性や監査体制、監査の実行状況や品質管理体制に関する情報を経理部等から収集し、評価を実施しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37	-	56	-
連結子会社	21	-	44	-
計	58	-	101	-

(注) 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額が16百万円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬については、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模や業務の特性等に基づいた監査日数・要員数を総合的に勘案して決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署から収集した情報等に基づき、会計監査人の当事業年度における監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、令和3年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a．基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、各取締役の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務に応じて、個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で決定することとしております。なお、令和元年12月17日開催の第30期定時株主総会決議に基づき取締役の報酬等の額は年額300百万円内（使用人兼務取締役の使用人給与及び賞与は含まない。）と定めております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名であります。

b．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬については、原則年1回12月に支給し、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、連結営業利益の公表数値目標に対する達成度合と、当該決算期の特殊要因（営業外損益、特別損益等）を勘案して決定することとしております。当連結会計年度における連結営業利益の当初見通しは300百万円であり、実績は382百万円となっております。なお、当連結会計年度は見通しを上回る実績を達成した一方で、業績回復から間もなく、更に利益水準を向上させる必要があることから、業績連動報酬等を支給しておりません。

c．報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の基本報酬を基準として、役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて割合を決定することとしております。

d．報酬等の決定の委任に関する方針

個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役に一任して決定することとしております。各取締役の職責や業務執行状況及び会社業績等を踏まえ個別報酬等を決定する者として、代表取締役が適任であると判断したためです。なお、当事業年度におきましては、代表取締役社長 近藤太香巳氏に一任しております。

個人別の報酬等の決定にあたっては、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役（監査等委員）を主要な構成員とする報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、報酬委員会の答申を踏まえて決定することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、取締役の職務執行を監査する権限を有する独立の立場であることに鑑み、基本報酬のみとしており、個別の報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は年額30百万円を限度額とする旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は3名であります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	91	91	-	-	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	-	-	-	-	-
社外役員	4	4	-	-	1

(注) このほかに、使用人兼務取締役1名に対する使用人給与相当分7百万円があります。

提出会社の役員ごとの連結報酬の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
重要なものはありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、主として株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、企業価値の向上及び持続的な発展のため中長期的な観点から、当社グループの経営戦略上の関係性や重要性を総合的に勘案し、政策保有株式を取得・保有しております。また、当該投資の所管部門において、個別銘柄毎に保有目的の妥当性、株価変動リスク等を精査し、保有の必要性を検証しております。

b．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	8
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	10	99	10	74
非上場株式以外の株式	1	336	1	336

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	276

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)の財務諸表についてはEY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,427	2,831
受取手形及び売掛金	3,460	1,205
リース債権	3,158	3,508
商品	522	659
未収入金	172	679
前払費用	206	270
その他	378	581
貸倒引当金	420	1,011
流動資産合計	10,906	9,574
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,326	1,329
減価償却累計額	286	325
建物(純額)	1,039	1,004
工具、器具及び備品	870	888
減価償却累計額	757	793
工具、器具及び備品(純額)	112	94
その他	42	42
減価償却累計額	31	35
その他(純額)	10	7
有形固定資産合計	1,163	1,106
無形固定資産		
のれん	1	0
ソフトウェア	73	68
無形固定資産合計	75	68
投資その他の資産		
投資有価証券	2,890	2,937
敷金及び保証金	620	703
破産更生債権等	824	748
繰延税金資産	429	688
その他	530	545
貸倒引当金	834	755
投資その他の資産合計	2,461	2,866
固定資産合計	3,700	4,041
資産合計	14,606	13,615

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,269	1,839
短期借入金	3 1,200	3 2,200
1年内返済予定の長期借入金	4 1,836	4 2,040
未払金	393	609
未払法人税等	211	51
契約負債	-	217
リース債務	31	179
解約調整引当金	1,545	1,048
賞与引当金	316	-
その他	668	587
流動負債合計	7,473	8,774
固定負債		
長期借入金	4 2,870	4 1,673
その他	283	300
固定負債合計	3,153	1,974
負債合計	10,627	10,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,198	1,210
資本剰余金	9	20
利益剰余金	1,302	667
自己株式	899	898
株主資本合計	1,611	999
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	191	193
為替換算調整勘定	1	2
その他の包括利益累計額合計	192	195
新株予約権	6	-
非支配株主持分	2,168	1,672
純資産合計	3,978	2,867
負債純資産合計	14,606	13,615

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	1, 2 18,763	1, 2 19,214
売上原価	10,023	10,324
売上総利益	8,740	8,889
販売費及び一般管理費	3 9,091	3 8,506
営業利益又は営業損失()	351	382
営業外収益		
受取利息	0	0
貸倒引当金戻入額	4	-
償却債権取立益	4	1
還付加算金	3	0
還付金収入	4	1
受取給付金	6	6
雇用調整助成金	3	-
受取事務手数料	-	10
その他	13	17
営業外収益合計	41	38
営業外費用		
支払利息	36	29
支払手数料	2	7
その他	5	6
営業外費用合計	43	43
経常利益又は経常損失()	353	377
特別利益		
投資有価証券売却益	-	99
新株予約権戻入益	-	5
特別利益合計	-	105
特別損失		
減損損失	-	4 14
投資有価証券評価損	19	0
関係会社株式評価損	15	-
特別損失合計	35	14
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	388	468
法人税、住民税及び事業税	218	78
法人税等調整額	443	112
法人税等合計	662	191
当期純利益又は当期純損失()	1,051	277
非支配株主に帰属する当期純利益	102	91
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,153	185

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	1,051	277
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	2	2
その他の包括利益合計	1 2	1 4
包括利益	1,048	281
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,151	188
非支配株主に係る包括利益	103	92

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,189	-	2,977	904	3,262
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	9	9			18
剰余金の配当			518		518
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,153		1,153
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			3	6	2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9	9	1,675	5	1,651
当期末残高	1,198	9	1,302	899	1,611

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	190	0	190	6	2,065	5,524
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						18
剰余金の配当						518
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						1,153
自己株式の取得						0
自己株式の処分						2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1	1	0	103	105
当期変動額合計	0	1	1	0	103	1,546
当期末残高	191	1	192	6	2,168	3,978

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,198	9	1,302	899	1,611
会計方針の変更による累積的影響額			561		561
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,198	9	740	899	1,049
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11			23
剰余金の配当			259		259
親会社株主に帰属する当期純利益			185		185
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分			0	0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	11	11	73	0	50
当期末残高	1,210	20	667	898	999

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	191	1	192	6	2,168	3,978
会計方針の変更による累積的影響額					588	1,150
会計方針の変更を反映した当期首残高	191	1	192	6	1,580	2,828
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						23
剰余金の配当						259
親会社株主に帰属する当期純利益						185
自己株式の取得						0
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	2	6	92	89
当期変動額合計	1	1	2	6	92	38
当期末残高	193	2	195	-	1,672	2,867

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	388	468
減価償却費及びその他の償却費	131	127
減損損失	-	14
のれん償却額	7	1
解約調整引当金の増減額(は減少)	516	497
貸倒引当金の増減額(は減少)	16	702
賞与引当金の増減額(は減少)	14	316
受取利息及び受取配当金	2	1
支払利息	36	29
投資有価証券売却損益(は益)	-	99
投資有価証券評価損益(は益)	19	0
関係会社株式評価損益(は益)	15	-
売上債権の増減額(は増加)	108	316
リース債権の増減額(は増加)	5	350
棚卸資産の増減額(は増加)	54	136
立替金の増減額(は増加)	54	67
仕入債務の増減額(は減少)	226	569
未払消費税等の増減額(は減少)	492	418
預り金の増減額(は減少)	5	326
その他	92	62
小計	1,178	26
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	36	29
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	413	310
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,558	365
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	79	25
投資有価証券の売却による収入	0	103
有形固定資産の取得による支出	42	25
無形固定資産の取得による支出	29	43
敷金及び保証金の差入による支出	156	152
敷金及び保証金の回収による収入	40	60
その他	35	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	230	140

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	750	1,000
長期借入れによる収入	-	900
長期借入金の返済による支出	1,936	1,893
配当金の支払額	516	261
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の処分による収入	1	0
その他	41	162
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,743	92
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	414	595
現金及び現金同等物の期首残高	3,841	3,427
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,427	1 2,831

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

株式会社ネクシィーズ

株式会社ネクシィーズ・ゼロ

株式会社ブランジスタ

株式会社ブランジスタメディア

株式会社ブランジスタソリューション

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社ネクシィーズ・トレード

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称等

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

株式会社ネクシィーズ・トレード

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社ボディアーキ・ジャパン

(4) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称等

持分法を適用しない主要な関連会社の名称

株式会社オールストーン

株式会社リコライフ

株式会社アイメッド

株式会社デジタルリスクマネジメント

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品

先入先出法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

定額法

その他

定率法

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、主として残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

解約調整引当金

取引先企業との取引条件に基づいて、契約者の解約に伴い発生する流動化した債権に対する将来の支払見込額及びサービス取り次ぎにより得られる報酬の回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

ネクシイズ・ゼロ事業

ネクシイズ・ゼロ事業では、「ネクシイズ・ゼロ」の提供及び省エネルギー設備等の販売を行っております。「ネクシイズ・ゼロ」の提供は、サービス提供完了時点で収益を認識しております。また、省エネルギー設備等の販売は、顧客に検収された時、もしくは業務を履行した時点で収益を認識しております。

電力小売事業

電力小売事業では、小売電力の提供及び取次業務を行っております。小売電力の提供については、顧客との契約に基づき電力を供給する義務を負っており、顧客へ電力を供給した時点で収益を認識しております。また、取次業務については、契約に基づき業務を履行した時点で収益を認識しております。

なお、電力小売事業の再生可能エネルギー発電促進賦課金収入については、第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

電子メディア事業

電子メディア事業では、電子雑誌広告掲載や電子雑誌制作受託を行う「電子雑誌」、ECサポートやウェブサイト制作・運営等を行う「ソリューション」等のサービスを提供しております。電子雑誌広告掲載は、顧客との契約に基づき一定期間にわたって広告の掲載等を行うことにより履行義務を充足するものであり、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。それ以外のサービスは、主に制作や運営の受託業務であり、成果物が顧客に検収された時、もしくは業務を履行した時点で収益を認識しております。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却をしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月2日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金及び解約調整引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金（流動資産）	420	1,011
貸倒引当金（固定資産）	834	755
解約調整引当金	1,545	1,048

上記のうち、株式会社ネクシィーズ・ゼロにおいて計上している貸倒引当金は前連結会計年度877百万円、当連結会計年度1,590百万円、解約調整引当金は前連結会計年度1,545百万円、当連結会計年度1,048百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

貸倒引当金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

解約調整引当金については、取引先企業との取引条件に基づいて、契約者の解約に伴い発生する流動化した債権に対する将来の支払見込額を計上しております。

主要な仮定

一般債権に係る貸倒引当金及び解約調整引当金については、過去の貸倒実績率を基に算定しており、将来の貸倒実績率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもと計算しております。また、貸倒懸念債権に係る回収可能性の判断において、債務者の支払いの滞留状況や直近の回収実績等を勘案して、債権の回収可能性を評価しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

上記の見積りは現時点の最善の見積りであるものの、貸倒実績や直近の外部環境等を踏まえた回収可能性の検討については、経営者の判断を伴います。そのため、経済状況等の変化により貸倒引当金及び解約調整引当金を増額又は減額する可能性があります。

繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	429百万円	688

上記のうち、株式会社ブランジスタを連結納税親法人とした連結納税会社に係る繰延税金資産は前連結会計年度353百万円、当連結会計年度645百万円を計上し、これには税務上の繰越欠損金の一部に対して繰延税金資産を前連結会計年度251百万円、当連結会計年度467百万円を認識しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しております。

主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、連結子会社の営業人員数及び一人当たりの獲得金額であります。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後収束時期を予測することは困難な状況にありますが、経済活動の正常化が進み回復していくものと予想しており、翌連結会計年度以降、事業環境の回復は継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性を見積もっております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や連結子会社の営業人員及び一人当たりの獲得金額等の仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、電力小売事業の再生可能エネルギー発電促進賦課金収入については、第三者のために回収する金額に該当するため、従来は売上高として計上し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金を売上原価として計上しておりましたが、当該賦課金は収益認識における取引価格に含めず、対応する納付金についても売上原価から控除しております。また、電子メディア事業の電子雑誌広告売上について、顧客との契約における履行義務の識別を行った結果、これまでは広告掲載の一時時点で収益を認識しておりましたが、契約期間に応じて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は401百万円、売上原価は256百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ144百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は561百万円、非支配株主持分の当期首残高は588百万円減少しております。

収益認識会計基準を適用したため、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」の「その他」に表示していた699百万円は、「リース債務」31百万円、「その他」668百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定負債」の「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「固定負債」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「リース債務」12百万円、「その他」270百万円は、「固定負債」の「その他」283百万円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

(貸倒引当金及び解約調整引当金の見積りの変更)

当社の連結子会社である株式会社ネクシィーズ・ゼロにおいて、貸倒引当金及び解約調整引当金を計上しておりますが、債権の貸倒実績率のデータ蓄積及び債権回収方法の整備等が進んだことから、債権区分の見直しを行い、当連結会計年度において貸倒引当金及び解約調整引当金に関する見積りを変更いたしました。

これにより、従来の方と比べて当連結会計年度の貸倒引当金が613百万円増加し、解約調整引当金が479百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ133百万円減少しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

後述の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 受取手形及び売掛金については、全て顧客との契約から生じた債権の金額であり、顧客との契約から生じた債権以外の債権は含まれておりません。
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
投資有価証券(株式)	222百万円	222百万円
投資有価証券(社債)	243百万円	261百万円

3. 当社及び当社連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
当座貸越極度額	1,600百万円	2,400百万円
借入実行残高	1,200百万円	2,200百万円
差引額	400百万円	200百万円

4. 財務制限条項

前連結会計年度(令和3年9月30日)

当社が金融機関数社と提携しているシンジケートローン契約(平成27年12月28日付契約)の財務制限条項は次のとおりであります。

- (1) 平成28年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上とし、以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前期の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当社は、当連結会計年度に連結損益計算書において経常損失を計上していることから、当該条項に抵触しております。しかしながら、借入先の金融機関より、期限の利益の喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。

当連結会計年度(令和4年9月30日)

- (1) 平成28年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上とし、以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前期の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- (2) 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当社は、当連結会計年度に連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額が、当該条項に抵触しております。しかしながら、借入先の金融機関より、期限の利益の喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。

5. 債権流動化に伴う買戻義務

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
債権流動化に伴う買戻義務	27,198百万円	28,567百万円

(連結損益計算書関係)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 売上高から控除している引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
解約調整引当金繰入額	11百万円	3百万円

3. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
給料及び手当	2,719百万円	2,976百万円
賃借料	607百万円	637百万円
減価償却費	88百万円	82百万円
貸倒引当金繰入額	1,380百万円	1,687百万円
解約調整引当金繰入額(は戻入額)	530百万円	500百万円
賞与引当金繰入額(は戻入額)	418百万円	43百万円

4. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。
前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	14

減損損失の認識にいたった経緯

事業用資産について、電力小売事業の事業構造改革を進めたことに伴い、今後使用が見込まれないソフトウェアに関して、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

減損損失の内訳

ソフトウェア	14百万円
合計	14百万円

資産のグルーピングの方法

当社グループは、会計管理上の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。ただし遊休資産及び処分予定資産については、それぞれの個別物件を基本単位として取り扱っております。

回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	0百万円	1百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	0百万円	1百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円	1百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	2百万円	2百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	2百万円	2百万円
その他の包括利益合計	2百万円	4百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)(注)1	13,413,640	25,500		13,439,140
合計	13,413,640	25,500		13,439,140
自己株式				
普通株式(株)(注)2	463,501	460	3,080	460,881
合計	463,501	460	3,080	460,881

(注)1. 発行済株式の増減の内訳は次のとおりであります。

・ストック・オプションの権利行使による増加 25,500株

2. 自己株式の増減の内訳は次のとおりであります。

・単元未満株式の買取による増加 460株

・ストック・オプションの権利行使による減少 3,000株

・単元未満株式の買増請求による減少 80株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5
連結子会社	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	0
合計			-	-	-	-	6

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年12月16日 定時株主総会	普通株式	259	20	令和2年9月30日	令和2年12月17日
令和3年5月14日 取締役会	普通株式	259	20	令和3年3月31日	令和3年6月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	259	20	令和3年9月30日	令和3年12月16日

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）（注）1	13,439,140	32,100		13,471,240
合計	13,439,140	32,100		13,471,240
自己株式				
普通株式（株）（注）2	460,881	390	150	461,121
合計	460,881	390	150	461,121

（注）1. 発行済株式の増減の内訳は次のとおりであります。

・ストック・オプションの権利行使による増加 32,100株

2. 自己株式の増減の内訳は次のとおりであります。

・単元未満株式の買取による増加 390株

・単元未満株式の買増請求による減少 150株

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年12月15日 定時株主総会	普通株式	259	20	令和3年9月30日	令和3年12月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年12月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	260	20	令和4年9月30日	令和4年12月15日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
現金及び預金勘定	3,427百万円	2,831百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	- 百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	3,427百万円	2,831百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

リース債権に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	979	879	827	771	591	218

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (令和4年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	1,519	720	627	537	111	28

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達についてはCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）によるグループ内の自己資金の活用が基本ですが、事業計画に照らして必要に応じて必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については安全性に配慮し、預金等の金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、受取手形及び売掛金、リース債権、投資有価証券があります。預金については、主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の信用状況を把握し、期日管理、残高管理を行うことで回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。リース債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署において取引先毎に入金期日及び債権残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。投資有価証券は、主に株式及び投資事業組合に対する出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体及び投資事業組合の財務状況を把握しております。

金融負債の主なものには、買掛金、借入金、リース債務があります。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、一時的な運転資金調達又は設備投資等を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。リース債務は、主に顧客にリースを行う物件の購入資金の確保を目的とした資金調達であり、返済日は最長で決算日後7年であります。また、買掛金、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り表の作成等による実績管理や一定の手許流動性の維持などの方法により、流動性リスクを管理しております。変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。リース債務は契約時に支払額が確定しており、金利変動リスクはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度（令和3年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 受取手形及び売掛金	3,460		
貸倒引当金	276		
(2) リース債権	3,183	3,186	2
貸倒引当金	3,158		
	139		
(3) 投資有価証券（ 2 ）	3,018	3,022	3
その他有価証券	336	336	-
資産計	6,538	6,544	6
(1) リース債務	31	30	0
(2) 長期借入金 （ 1年内返済予定を含む ）	4,707	4,708	1
負債計	4,738	4739	0

（ 1 ）現金は注記を省略しており、預金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（ 2 ）以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
投資有価証券（非上場株式）	507
（投資事業組合出資持分）	47

投資事業組合出資持分は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当連結会計年度（令和4年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) リース債権	3,508		
貸倒引当金	116		
(2) 投資有価証券（ 2 ）	3,391	3,392	0
その他有価証券	336	336	-
資産計	3,727	3,728	0
(1) リース債務	179	189	10
(2) 長期借入金 （ 1年内返済予定を含む ）	3,713	3,712	1
負債計	3,893	3,901	8

（ 1 ）現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
投資有価証券(非上場株式)	530
(投資事業組合出資持分)	70

投資事業組合出資持分は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(令和3年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,426	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,829	630	-	-
リース債権	2,874	276	7	-

当連結会計年度(令和4年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,830	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,055	-	-	-
リース債権	780	2,674	54	-

(注) 2. 有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(令和3年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	31	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,836	1,807	794	268	-	-

当連結会計年度(令和4年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	34	24	24	24	24	47
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,040	1,028	451	100	93	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
株式	-	336	-	336
資産計	-	336	-	336

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和4年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権	-	3,392	-	3,392
資産計	-	3,392	-	3,392
リース債務	-	189	-	189
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	-	3,712	-	3,712
負債計	-	3,901	-	3,901

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。TOKYO PRO Marketに上場している株式は、市場の流動性等を考慮しレベル2の時価に分類しております。

リース債権

リース債権の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した受取額を残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算出してしております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

どちらもレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年9月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	336	60	276
	合計	336	60	276

当連結会計年度(令和4年9月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	336	60	276
	合計	336	60	276

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	99	99	-
合計	99	99	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

有価証券について35百万円(その他有価証券19百万円、関係会社株式15百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

有価証券について0百万円(その他有価証券0百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、市場価格のない株式等については、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(ストック・オプション等関係)

・提出会社

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業外収益の「その他」	-	4

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権
決議年月日	平成27年12月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 子会社取締役 3名 子会社従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 804,000株
付与日	平成28年1月15日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年1月1日より 令和3年12月31日まで

(注) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年9月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において、営業利益が13億5,000万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

新株予約権者は、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,000円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第6回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	551,600
権利確定	-
権利行使	32,100
失効	519,500
未行使残	-

単価情報

	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	715
行使時平均株価(円)	868
公正な評価単価(付与日)(円)	909

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

・連結子会社（株式会社ブランジスタ）

1．権利不行使による失効により利益として計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）	当連結会計年度 （自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）
営業外収益の「その他」	-	0

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、株式会社ブランジスタは平成26年4月11日を効力発生日として、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議	平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議	平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社取締役 4名 子会社従業員 37名	子会社取締役 8名	子会社従業員 119名
株式の種類及び付与数	普通株式 550,000株	普通株式 584,000株	普通株式 403,200株
付与日	平成18年3月14日	平成25年3月29日	平成25年3月29日
権利確定条件	(注)1	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年4月1日より 令和4年3月31日まで	平成27年4月1日より 令和4年3月31日まで	平成27年4月1日より 令和4年3月31日まで

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成26年2月14日開催の取締役会決議	平成27年7月14日開催の臨時株主総会決議及び平成27年7月14日開催の取締役会決議	平成28年3月4日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 15名	子会社取締役 6名	子会社の協力者 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 7,300株	普通株式 600,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成26年2月19日	平成27年7月17日	平成28年3月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年3月1日より 令和4年3月31日まで	平成29年8月1日より 令和4年3月31日まで	平成29年1月1日より 令和3年12月31日まで

(注)1． 当社子会社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利を付与された者は、当社、子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合は、権利を行使することはできない。ただし、任期満了により退任した場合、当社子会社の就業規則第18条に定める定年の事由により退職した場合、その他当社子会社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

2. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。
新株予約権発行時において当社子会社の顧問、取締役または従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社子会社の顧問、取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社子会社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
3. 新株予約権者は、当社子会社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年9月期の有価証券報告書に記載された当社子会社連結損益計算書において、営業利益が5億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役に合理的に定めるものとする。
新株予約権者は平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間において、金融商品取引所における当社子会社普通株式の普通取引終値が一度でも2,500円を超えた場合にのみ本新株予約権を行行使することができるものとする。
新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社子会社の協力者の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行行使することはできない。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社子会社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,100	119,000	9,000
権利確定	-	-	-
権利行使	600	-	-
失効	500	119,000	9,000
未行使残	-	-	-

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	300	373,400	50,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	300	373,400	50,000
未行使残	-	-	-

（注） 第 1 回から第 3 回及び第 6 回新株予約権は平成26年 4 月11日付株式分割（ 1 株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利行使価格（円）	250	650	650
行使時平均株価（円）	343	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	-

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
権利行使価格（円）	650	650	1,467
行使時平均株価（円）	-	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-	1 株につき19.78円

（注） 第 1 回から第 3 回及び第 6 回新株予約権は平成26年 4 月11日付株式分割（ 1 株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 百万円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 百万円

・連結子会社（株式会社ネクシィーズ東日本）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、株式会社ネクシィーズ・ワン（商号変更前）は、令和3年8月2日付で株式会社ネクシィーズ東日本へ商号変更しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成28年2月17日開催の取締役会決議及び平成28年2月18日開催の臨時株主総会決議	平成28年5月13日開催の取締役会決議及び平成28年5月16日開催の臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 3名 社外協力者 3名	子会社取締役 2名 社外協力者 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 220株	普通株式 2,351株
付与日	平成28年2月19日	平成28年5月17日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年7月1日より 令和7年12月31日まで	平成30年4月1日より 令和7年12月31日まで

(注) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

新株予約権発行時において当社子会社の取締役または社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても、当社子会社の取締役または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、役員を退任又は辞任した際にその他正当な理由のある場合、ならびに当社に対する貢献に鑑み、取締役会が新株予約権の行使について認める場合にはこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	180	2,351
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	180	2,351

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	50,000	50,000
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結子会社である株式会社ネクシィーズ東日本のストック・オプションは、付与時点において未公開株であるため、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を持ってストック・オプションの評価単価としております。また、単位あたりの本源的価値を算定する基礎となる株式会社ネクシィーズ東日本株式の評価方法は、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位あたりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロとしております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	- 百万円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	- 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
繰延税金資産		
解約調整引当金	534百万円	362百万円
貸倒引当金	814 "	730 "
賞与引当金	108 "	- "
資産除去債務	21 "	24 "
投資有価証券評価損	130 "	135 "
税務上の繰越欠損金(注)1	1,132 "	1,556 "
税務上の収益認識差額	- "	239 "
その他	70 "	22 "
繰延税金資産小計	2,809 "	3,068 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	820 "	949 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,472 "	1,346 "
評価性引当額小計	2,292 "	2,295 "
繰延税金資産合計	517 "	773 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	84 "	85 "
その他	2 "	- "
繰延税金負債合計	87 "	85 "
繰延税金資産の純額	429 "	688 "

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (令和3年9月30日)

(単位 : 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	0	1	1	1,129	1,132
評価性引当額	-	-	0	0	0	819	820
繰延税金資産	-	-	0	0	1	309	(2)312

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 将来の課税所得の見込み等により、回収可能性を慎重に検討し、計上したものであります。

当連結会計年度 (令和4年9月30日)

(単位 : 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	0	0	0	80	1,475	1,556
評価性引当額	-	0	0	0	6	942	949
繰延税金資産	-	-	-	-	73	533	(2)606

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 将来の課税所得の見込み等により、回収可能性を慎重に検討し、計上したものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純損失の ため注記を省略しておりま す。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.7 "
住民税均等割等		2.1 "
評価性引当額の増減		0.6 "
連結子会社の適用税率差異		5.6 "
その他		1.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率		40.9 "

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			
	ネクシィーズ・ゼロ 事業	電力小売 事業	電子メディア 事業	合計
売上高				
商品販売	1,187	-	-	1,187
電力小売	-	2,410	-	2,410
電子雑誌	-	-	2,243	2,243
ソリューション	-	-	1,021	1,021
その他	64	-	44	108
顧客との契約から生じる収益	1,251	2,410	3,309	6,971
その他の収益(注)	12,242	-	-	12,242
外部顧客への売上高	13,494	2,410	3,309	19,214

(注) その他の収益は、収益認識会計基準等の適用されない「ネクシィーズ・ゼロ」の提供により生じた収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,365
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,055
契約負債(期首残高)	190
契約負債(期末残高)	217

契約負債は主に、役務提供前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、155百万円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、当社グループでは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

当該残存履行義務は、主に電子メディア事業の電子雑誌の広告掲載に関連するものです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	746
1年超2年以内	445
2年超	140
合計	1,332

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、セグメント商品・サービスの内容の類似性等を考慮して報告セグメントを区分しており、「ネクシィーズ・ゼロ事業」「電力小売事業」「電子メディア事業」の3つを報告セグメントとしております。

なお、各報告セグメントの事業内容は以下の通りであります。

報告セグメント	属するサービスの内容	主要な事業会社
ネクシィーズ・ゼロ事業	初期投資ゼロの省エネルギー設備等導入サービス「ネクシィーズ・ゼロ」の提供、利用者獲得業務及び省エネルギー設備等の販売	(株)ネクシィーズグループ (株)ネクシィーズ (株)ネクシィーズ・ゼロ
電力小売事業	電力小売「ネクシィーズ電力」の提供	(株)ネクシィーズ・ゼロ
電子メディア事業	電子雑誌の広告掲載及び制作受託 製品・サービスの販売促進、ノウハウや技術の提供、 コンサルティング業務 ウェブメディア運営	(株)ブランジスタ (株)ブランジスタメディア (株)ブランジスタソリューション 博設技股份有限公司 (株)CrowdLab

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

事業セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(収益認識に関する会計方針の適用)

「第5 経理の状況 1 . 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更) 」に記載のとおり、収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の電力小売事業の売上高は256百万円、売上原価は256百万円減少しておりますが、セグメント損失 () に与える影響はありません。電子メディア事業の売上高は144百万円減少し、セグメント利益は144百万円減少しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1、2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	ネクシー ズ・ゼロ 事業	電力小売事業	電子メディア 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	13,767	1,870	3,125	18,763	18,763	-	18,763
セグメント間の内部売上高又は振替高	165	-	-	165	165	165	-
計	13,932	1,870	3,125	18,929	18,929	165	18,763
セグメント利益又は損失()	529	432	289	386	386	737	351
セグメント資産	6,190	531	3,710	10,432	10,432	4,173	14,606
その他の項目							
減価償却費	28	12	25	66	66	65	131
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8	13	34	56	56	19	75

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 737百万円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用が含まれております。

なお、全社収益は、主に連結子会社からの管理業務受託料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用及び各報告セグメントに配分していない人件費等であります。

2. セグメント資産の調整額4,173百万円には全社資産4,217百万円が含まれており、その主なものは親会社での余資運用資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1、2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	ネクシー ズ・ゼロ 事業	電力小売事業	電子メディア 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	13,494	2,410	3,309	19,214	19,214	-	19,214
セグメント間の内部売上高又は振替高	64	-	-	64	64	64	-
計	13,558	2,410	3,309	19,278	19,278	64	19,214
セグメント利益又は損失()	995	22	212	1,185	1,185	803	382
セグメント資産	7,132	365	2,457	9,955	9,955	3,660	13,615
その他の項目							
減価償却費	24	13	29	66	66	60	127
減損損失	-	14	-	14	14	-	14
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9	3	40	54	54	16	70

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 803百万円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用が含まれております。

なお、全社収益は、主に連結子会社からの管理業務受託料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用及び各報告セグメントに配分していない人件費等であります。

2. セグメント資産の調整額3,660百万円には全社資産3,663百万円が含まれており、その主なものは親会社での余資運用資金(現金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	台湾	合計
682	477	2	1,163

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連セグメント名
A社	2,480	ネクシィーズ・ゼロ事業

(注) A社との間で守秘義務を負っているため、社名の公表は控えさせていただきます。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	台湾	合計
638	466	1	1,106

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連セグメント名
A社	3,082	ネクシィーズ・ゼロ事業

(注) A社との間で守秘義務を負っているため、社名の公表は控えさせていただきます。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

「電力小売事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は14百万円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	ネクシィーズ・ゼロ事業	電力小売事業	電子メディア事業	計		
当期償却額	-	-	7	7	-	7
当期末残高	-	-	1	1	-	1

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	ネクシィーズ・ゼロ事業	電力小売事業	電子メディア事業	計		
当期償却額	-	-	1	1	-	1
当期末残高	-	-	0	0	-	0

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円) (注)1
持分法適用 会社	㈱ボディアーク・ ジャパン	東京都 渋谷区	404	セルフエステ 事業の運営	(被所有) 直接 31.1	敷金支払の代行	保証金の預り (注)2	64	その他	146

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円) (注)1
持分法適用 会社	㈱ボディアーク・ ジャパン	東京都 渋谷区	10	セルフエステ 事業の運営	(被所有) 直接 29.8	敷金支払の代行	保証金の預り (注)2 保証金の返還 (注)2	15 7	その他	154

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 保証金の預り及び保証金の返還については、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間による交渉の上で決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり純資産額 138.99円	1株当たり純資産額 91.82円
1株当たり当期純損失金額 () 89.03円	1株当たり当期純利益金額 14.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 14.25円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	1,153	185
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	1,153	185
普通株式の期中平均株式数(株)	12,956,176	13,007,064
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	46,850
(うち新株予約権(株))	(-)	(46,850)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	(連結子会社) 株式会社プランジスタ 新株予約権5種類(普通株式551,700株) 株式会社ネクシィーズ東日本 新株予約権2種類(普通株式2,531株) 転換社債型新株予約権付社債3種類(普通株式2,711株)	(連結子会社) 株式会社プランジスタ 第8回新株予約権500個(普通株式50,000株) 上記の新株予約権は、令和4年1月1日をもって権利行使期間満了により失効しております。 第1回新株予約権2個(普通株式200株) 第2回新株予約権1,190個(普通株式119,000株) 第3回新株予約権70個(普通株式7,000株) 第6回新株予約権3個(普通株式300株) 第7回新株予約権3,734個(普通株式373,400株) 上記の新株予約権は、令和4年4月1日をもって権利行使期間満了により失効しております。 株式会社ネクシィーズ東日本 新株予約権2種類(普通株式2,531株) 転換社債型新株予約権付社債3種類(普通株式2,711株)

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、50.90円及び7.73円減少しております。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は令和4年11月28日開催の取締役会において、令和4年12月14日開催の第33期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議し、当定時株主総会において承認されました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今後の柔軟かつ機動的な株主還元策及び資本政策等を実施できる体制を確保するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,210,360,705円のうち1,110,360,705円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,155,627,731円のうち1,055,627,731円を減少し、100,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	令和4年11月28日
定時株主総会	令和4年12月14日
債権者異議申述最終日	令和5年1月30日(予定)
効力発生日	令和5年2月7日(予定)

【連結附属明細表】
【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200	2,200	0.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,836	2,040	0.5	-
リース債務(流動負債)	31	179	1.9	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,870	1,673	0.4	令和6年~9年
リース債務(固定負債) (1年以内に返済予定のものを除く。)	12	0	1.9	令和6年
合計	5,950	6,093	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 変動利率のものについては、当連結会計年度末の利率を利用しております。
3. 長期借入金及びリース債務(固定負債)(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,028	451	100	93
リース債務(固定負債)	0	-	-	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	4,373	8,798	13,514	19,214
税金等調整前四半期純利益 金額 (百万円)	110	6	277	468
親会社株主に帰属する四半 期(当期)純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	6	155	98	185
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額() (円)	0.51	11.95	7.57	14.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額() (円)	0.51	12.45	19.51	6.73

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	925	444
売掛金	1,928	3,076
商品	511	614
短期貸付金	1,653	1,325
未収入金	328	447
その他	333	323
貸倒引当金	47	54
流動資産合計	5,634	6,176
固定資産		
有形固定資産		
建物	716	716
減価償却累計額	203	223
建物(純額)	513	492
工具、器具及び備品	740	743
減価償却累計額	664	680
工具、器具及び備品(純額)	76	63
その他	33	33
減価償却累計額	27	30
その他(純額)	6	3
有形固定資産合計	596	559
無形固定資産		
ソフトウェア	3	11
無形固定資産合計	3	11
投資その他の資産		
投資有価証券	418	443
関係会社株式	2,598	3,098
長期貸付金	1,703	1,503
敷金及び保証金	538	579
長期前払費用	172	174
保険積立金	347	360
その他	1,274	1,274
貸倒引当金	1,075	1,049
投資その他の資産合計	4,979	5,384
固定資産合計	5,579	5,955
資産合計	11,213	12,132

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,475	2,417
短期借入金	1,217,86	1,227,16
1年内返済予定の長期借入金	31,550	31,809
未払金	1,204	1,215
未払法人税等	-	48
預り金	7	88
賞与引当金	19	-
その他	40	40
流動負債合計	5,083	7,336
固定負債		
長期借入金	32,504	31,538
繰延税金負債	25	9
その他	1,207	1,214
固定負債合計	2,737	1,762
負債合計	7,820	9,099
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,198	1,210
資本剰余金		
資本準備金	1,144	1,155
資本剰余金合計	1,144	1,155
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,753	1,373
利益剰余金合計	1,753	1,373
自己株式	899	899
株主資本合計	3,196	2,840
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	191	193
評価・換算差額等合計	191	193
新株予約権	5	-
純資産合計	3,392	3,033
負債純資産合計	11,213	12,132

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	1 10,048	1 9,978
売上原価	1 9,459	1 9,545
売上総利益	589	432
販売費及び一般管理費	1, 2 720	1, 2 782
営業損失()	130	349
営業外収益		
受取利息	1 38	1 23
受取手数料	3	3
受取事務手数料	-	10
貸倒引当金戻入額	-	1 17
その他	1 4	1 8
営業外収益合計	46	64
営業外費用		
支払利息	1 32	1 28
貸倒引当金繰入額	1 726	-
支払手数料	2	7
その他	3	2
営業外費用合計	764	38
経常損失()	849	324
特別利益		
関係会社株式売却益	-	99
新株予約権戻入益	-	4
特別利益合計	-	104
特別損失		
投資有価証券評価損	19	0
関係会社株式評価損	15	-
その他	1	-
特別損失合計	36	0
税引前当期純損失()	885	220
法人税、住民税及び事業税	19	83
法人税等調整額	216	16
法人税等合計	197	100
当期純損失()	1,083	119

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,189	1,134	1,134	3,358	3,358	904	4,777
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	9	9	9				18
剰余金の配当				518	518		518
当期純損失（ ）				1,083	1,083		1,083
自己株式の取得						0	0
自己株式の処分				3	3	6	2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	9	9	9	1,605	1,605	5	1,581
当期末残高	1,198	1,144	1,144	1,753	1,753	899	3,196

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	190	190	5	4,973
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				18
剰余金の配当				518
当期純損失（ ）				1,083
自己株式の取得				0
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	1,580
当期末残高	191	191	5	3,392

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,198	1,144	1,144	1,753	1,753	899	3,196	
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11	11				23	
剰余金の配当				259	259		259	
当期純損失（ ）				119	119		119	
自己株式の取得						0	0	
自己株式の処分				0	0	0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	11	11	11	379	379	0	356	
当期末残高	1,210	1,155	1,155	1,373	1,373	899	2,840	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	191	191	5	3,392
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				23
剰余金の配当				259
当期純損失（ ）				119
自己株式の取得				0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	5	3
当期変動額合計	1	1	5	359
当期末残高	193	193	-	3,033

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）

定額法

その他の有形固定資産

定率法

ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「ネクシーズ・ゼロ」の提供は、サービス提供の完了時点で収益を認識しております。また、省エネルギー設備等の販売は、顧客に検収された時、もしくは業務を履行した時点で収益を認識しております。

関係会社からの業務受託に係る収入は、関係会社との契約に基づき契約内容に応じた業務を提供することが履行業務であり、一定の期間にわたり当社の履行業務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44号の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式

（1）当事業年度の財務諸表に計上した額

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	2,598	3,098

上記のうち、株式会社ネクシィーズ・ゼロの株式の帳簿価額は前事業年度1,510百万円、当事業年度2,010百万円であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

関係会社株式の評価については、関係会社が財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、将来の事業計画に基づき回復可能性を判定し、減損処理の必要性を検討しております。回復可能性の検討は概ね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとしております。なお、株式会社ネクシィーズ・ゼロはネクシィーズ・ゼロ事業及び電力小売事業を行っておりますが、過年度における新型コロナウイルス感染症の影響や電力仕入価格の高騰により、令和4年9月30日現在、実質価額が著しく低下している状況にあります。当該子会社株式の評価に際し、実質価額が著しく低下しているものの、将来業績予測の見積りに基づいて実質価額の回復が十分に裏付けられていると判断し、評価損を計上しておりません。

主要な仮定

当社は実質価額の回復可能性の判断に将来事業計画を用いており、将来事業計画には、ネクシィーズ・ゼロ事業の営業人員数及び一人当たりの物件獲得金額といった主要な仮定が含まれます。

翌年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の感染状況や将来の不確実な経済条件の変動などによって事業計画に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明したときは、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「商品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法を変更させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた845百万円は、「商品」511百万円、「その他」333百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「受取配当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取配当金」0百万円、「その他」4百万円は、「営業外収益」の「その他」4百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
短期金銭債権	3,915百万円	4,675百万円
長期金銭債権	1,968百万円	1,768百万円
短期金銭債務	1,510百万円	1,822百万円
長期金銭債務	146百万円	154百万円

(注) 上記関係会社に対する金銭債権及び金銭債務については、グループ各社の資金を効率的に管理するための、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)によるものを含んでおります。

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
当座貸越極度額	1,300百万円	2,100百万円
借入実行残高	1,100百万円	2,100百万円
差引額	200百万円	- 百万円

3. 財務制限条項

前事業年度(令和3年9月30日)

当社が金融機関数社と提携しているシンジケートローン契約(平成27年12月28日付契約)の財務制限条項は次のとおりであります。

- 平成28年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上とし、以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前期の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当社は、当事業年度に連結損益計算書において経常損失を計上していることから、当該条項に抵触しております。しかしながら、借入先の金融機関より、期限の利益の喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。

当事業年度(令和4年9月30日)

当社が金融機関数社と提携しているシンジケートローン契約(平成27年12月28日付契約)の財務制限条項は次のとおりであります。

- 平成28年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上とし、以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年9月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前期の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当社は、当事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額が、当該条項に抵触しております。しかしながら、借入先の金融機関より、期限の利益の喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。

4. 関係会社向けの債務保証

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
株式会社ネクシィーズ・ゼロ	27,198百万円	28,567百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	9,270百万円	8,899百万円
営業費用	3,076百万円	3,221百万円
営業取引以外による取引高		
営業外収益	40百万円	43百万円
営業外費用	728百万円	2百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
役員報酬	91百万円	95百万円
給料及び手当	146百万円	151百万円
賃借料	116百万円	126百万円
減価償却費	49百万円	44百万円
貸倒引当金繰入額	4百万円	0百万円
賞与引当金繰入額(は戻入額)	0百万円	3百万円
おおよその割合		
販売費	0.3%	0.3%
一般管理費	99.7%	99.7%

(有価証券関係)
子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(令和3年9月30日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	868	3,030	2,162

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (令和3年9月30日)
子会社株式	1,720
関連会社株式	9
計	1,729

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(令和4年9月30日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	868	3,139	2,271

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	当事業年度 (令和4年9月30日)
子会社株式	2,220
関連会社株式	9
計	2,229

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	476百万円	475百万円
貸倒引当金	343 "	338 "
税務上の繰越欠損金	378 "	551 "
その他	104 "	101 "
繰延税金資産小計	1,302 "	1,467 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	321 "	478 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	918 "	913 "
評価性引当額小計	1,240 "	1,391 "
繰延税金資産合計	61 "	75 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	84 "	85 "
その他	2 "	- "
繰延税金負債合計	87 "	85 "
繰延税金負債の純額	25 "	9 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
税引前当期純損失のため注記を省略しております。	税引前当期純損失のため注記を省略しております。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎なる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	716	0	-	716	223	20	492
工具、器具及び備品	740	4	1	743	680	17	63
その他	33	-	-	33	30	3	3
有形固定資産計	1,490	5	1	1,494	934	41	559
無形固定資産							
ソフトウェア	222	11	-	233	222	3	11
無形固定資産計	222	11	-	233	222	3	11

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注2)	1,122	1,119	-	1,137	1,104
賞与引当金(注3)	19	-	16	3	-

(注) 1. 引当金の計上の理由及び額の算定方法は重要な会計方針に記載しております。

2. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

3. 賞与引当金の当期減少額(その他)は、支給見込額と実支給額の差額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取	
取扱場所	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次店	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.nexyzgroup.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第32期）（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）令和3年12月15日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第32期）（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）令和3年12月15日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書並びに確認書

第33期第1四半期（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）令和4年2月14日関東財務局長に提出。

第33期第2四半期（自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日）令和4年5月16日関東財務局長に提出。

第33期第3四半期（自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日）令和4年8月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

令和3年12月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

令和4年11月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）の規定に基づく臨時報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年12月14日

株式会社ネクシイズグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 強

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクシイズグループの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクシイズグループ及び連結子会社の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ネクシィーズ・ゼロの貸倒引当金及び解約調整引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(重要な会計上の見積り)貸倒引当金及び解約調整引当金」に記載されているとおり、会社は令和4年9月30日現在、貸倒引当金(流動資産)を1,011百万円、貸倒引当金(固定資産)を755百万円、解約調整引当金を1,048百万円計上している。このうち、株式会社ネクシィーズ・ゼロにおいて計上している貸倒引当金は1,590百万円、解約調整引当金は1,048百万円である。</p> <p>会社は、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。また、取引先企業との取引条件に基づいて、契約者の解約に伴い発生する流動化した債権に対する将来の支払見込額を解約調整引当金として計上している。なお、会社は、当連結会計年度において、債権の貸倒実績率のデータ蓄積及び債権回収方法の整備等が進んだことから、債権区分の見直しを行い、当連結会計年度において貸倒引当金及び解約調整引当金に関する見積りを変更している。</p> <p>貸倒引当金及び解約調整引当金の計上の過程においては、多くの経営者の判断や見積りの要素を伴っている。その中でも、貸倒実績率、債務者の支払いの滞留状況や直近の回収実績などを勘案した債権の回収可能性の評価は、不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ネクシィーズ・ゼロの貸倒引当金及び解約調整引当金の見積りを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般債権について、経営者への質問、分析等により貸倒実績率の前提となる過去の解約実績等の状況変化の有無を検討した。 ・貸倒懸念債権について、関連資料を閲覧して債務者の支払いの滞留状況や直近の回収実績を検証することにより、経営者による債権の回収可能性の評価を検討した。 ・貸倒引当金及び解約調整引当金の十分性に関して、経営者とのディスカッションを実施した。 ・債権区分見直しの適時性、妥当性を確かめるため、当連結会計年度末までの債権の貸倒実績率データの正確性及び網羅性を検証し、債権回収方法について関連資料を閲覧するとともに経営者への質問等により検証した。 ・経営者の見積りの偏向の兆候等について検討した。

株式会社ブランジスタを連結納税親法人とした連結納税会社に係る繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(重要な会計上の見積り)繰延税金資産」に記載されているとおり、会社は、令和4年9月30日現在、繰延税金資産を688百万円計上している。このうち、株式会社ブランジスタを連結納税親法人とした連結納税会社に係る繰延税金資産を645百万円計上しており、これには、税務上の繰越欠損金の一部に対して認識された繰延税金資産467百万円が含まれる。当連結会計年度に繰延税金資産が増加した主な理由は、収益認識会計基準等の適用によるものである。</p> <p>株式会社ブランジスタは連結納税制度を適用しており、連結納税会社における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>株式会社ブランジスタは、今後業容を拡大していくにあたり、優秀な人材の確保が必要不可欠である。将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、営業人員数及び一人当たりの獲得金額である。なお、会社は、当該重要な仮定及び新型コロナウイルス感染症による影響について、注記事項「(重要な会計上の見積り)繰延税金資産」に記載している。</p> <p>株式会社ブランジスタの繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ブランジスタの繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、株式会社ブランジスタの取締役会によって承認された直近の予算及び同社の経営会議で承認された中期(5カ年)計画との整合性を検討した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・将来の事業計画に含まれる重要な仮定である営業人員数及び一人当たりの獲得金額については、経営者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来の課税所得の見積りに一定のリスクを加味し、重要な仮定の不確実性に関する経営者の評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクシィーズグループの令和4年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ネクシィーズグループが令和4年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月14日

株式会社ネクシィーズグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 力夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 強
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクシィーズグループの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクシィーズグループの令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

子会社株式（株式会社ネクシィーズ・ゼロ）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「（重要な会計上の見積り）関係会社株式」に記載されているとおり、会社は、令和4年9月30日現在、関係会社株式3,098百万円計上しており、これには子会社である株式会社ネクシィーズ・ゼロの株式2,010百万円が含まれている。</p> <p>市場価格のない株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資の評価損の認識が必要となる。</p> <p>株式会社ネクシィーズ・ゼロはネクシィーズ・ゼロ事業及び電力小売事業を行っているが、過年度における新型コロナウイルス感染症の影響や電力仕入価格の高騰により、令和4年9月30日現在、実質価額が著しく低下している状況にある。会社は、当該子会社株式の評価に際し、実質価額が著しく低下しているものの、将来業績予測の見積りに基づいて実質価額の回復が十分に裏付けられていると判断し、評価損を計上していない。</p> <p>「ネクシィーズ・ゼロ」のサービス提供にあたっては、専門知識や経験の蓄積、資格が必要なものもあり、対応できる人材の育成と確保が必要となり、また、対面で直接顧客とやりとりできる営業人員の確保も重要となっている。将来業績予測の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、主にネクシィーズ・ゼロ事業の営業人員数及び一人当たりの物件獲得金額である。</p> <p>株式会社ネクシィーズ・ゼロの株式の評価において、将来業績予測の見積りにおける重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ネクシィーズ・ゼロの株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来業績予測の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算及び同社の経営会議で承認された中期（3カ年）計画との整合性を検討した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・将来の事業計画に含まれる重要な仮定であるネクシィーズ・ゼロ事業の営業人員数及び一人当たりの物件獲得金額については、経営者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来業績予測の見積りに一定のリスクを加味し、重要な仮定の不確実性に関する経営者の評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。